

反障害通信

25. 3. 18

168号

トランプ・カード

トランプ大統領がウクライナの頭越しに、ロシアのプーチン大統領とウクライナ戦争の和平交渉を始めて、ウクライナのゼレンスキー大統領がホワイトハウスの大統領執務室を訪れて、「話し合い」をもちました。途中から大口論になり、そこでトランプ大統領曰く「ウクライナは交渉のカードをもたない」として、アメリカの交渉に従うように説得をしようとなりました。このアメリカとウクライナの交渉はとりあえず決裂したようです。トランプは軍事援助の凍結などの圧力をかけ始めています。その後の動きも出ていますが、大枠はそのように進んでいます。

トランプのいう「カード」とは何か？

これはどう考えても核兵器を中心とする軍事力というカードとしかとらえられないのです。トランプ大統領はゼレンスキー大統領に「第三次世界大戦をするつもりか」というような話をしていましたが、核兵器をカードに使ったカードゲームは、人類を亡ぼすチキンレースになってしまいます。トランプ大統領は人類を亡ぼす脅威になっているのです。もっとも、トランプはカードゲームのブラフ的手法でロシアに対峙し、ウクライナに妥協を迫り、そこで「和平」を実現するという方針のようです。ブラフ的手法を常套手段化していくと見透かされて無効化するか、それを有効化する先は軍事的衝突のチキンレースになります。一方、その会談でバンス・アメリカ副大統領は、ゼレンスキー大統領に「失礼だ」とか発言しているのですが、そもそも大国が弱い国の頭越し外交をすることが失礼どころか、ファシスト的強圧手法なのです。

ロシアににじり寄るトランプ

そもそも、第一次トランプ政権はロシアのアメリカ大統領選挙への介入によって成立したとされています。小池都知事が「学歴詐称」問題で、エジプト政府に働きかけた疑惑が持たれていて、そういう弱みをにぎられているひとを権力の座につかせていてはならないという話がされていました。まして、アメリカ大統領という最大の権力の座に、トランプ大統領が再選されたこと自体が脅威なのです。

戦争を仕掛けたのはどちらなのか

そもそも存在自体がフェイクのトランプ大統領はそもそも戦争が起きたのはウクライナに責任があるなどというフェイクのウクライナ批判を繰り返しています。そもそも戦争を仕掛けたのはプーチン・ロシアです。プーチン大統領は、ドンバス地域のロシア人への迫害を口実にしていますが、それならば、なぜ、キーウまでおさえようとしたのでしょうか？ 明らかにウクライナ全体を支配しようとしたのです。それにそもそもは軍事同盟などが存在すること自体から問題にしなければならないのですが、そもそもウクライナだけでなく、チェチェンやジョージア支配ということや、ロシアのクリミア侵攻やドンバス地

域への民兵的送り込み「独立宣言」とかいうごまかしを経て、ロシアに併合する動きの中で、ウクライナのNATO接近が起きていること。そもそも、ロシアの歴史的ウクライナ抑圧の総体的・相対的歴史もとらえかえさねばなりません。そして現在の、ウクライナの方から攻撃をしかけたのではなく、ロシアの方から攻撃・侵攻をなしているのです。

そもそもプーチンは何をしようとしているのか

そもそもプーチンは権力掌握願望で、そこに居座り、それを維持することが最大の目的です。さらに、プーチン大統領は過去の「大ロシア帝国」の幻想に囚われているのです。日本の大東亜共栄圏やドイツの第三帝国と同じ、超国家主義のファシズム的志向なのです。ロシアを擁護するようなことを言い出しているひとには、このプーチン政治のファシズム的性格をとらえ損なっているのです。

民主主義の破壊国になりさがったアメリカ

更に、それとシンクロしているのが、ポピュリズムの極のトリックスター的政治に踏み込むトランプ・ファシズム政治です。ナチが国家社会主義労働者党であったように、トランプは労働者層の没落をレイシズム的な排外主義を煽ることによって支持勢力として組み込み、再選を果たしました。ですが、現実に行っているのは、「金持の、金持による、金持のための政治」です。アメリカファーストの国家主義的ナショナリズムを煽りながら、関税戦争を仕掛けているのですが、ブーメランとしてインフレを招き、その打撃を一番受けるのは労働者層なのです。

ファシズム論と反差別論からの問題把握の必要性

このウクライナ戦争の問題をとらえ損なっているのは、プーチン・ファシズムやトランプ・ファシズムのフェイクに惑わされていることもあるのですが、力関係や暴力の行使というところでのファシズムの強圧的押し付けということをとらえ損なっているからです。ファシズムの力の論理がとらえられない、差別的強圧というファシズムの性格をとらえられないところから来ているのです。そして、戦後民主主義が人権論的論理の中で、個別差別はそれなりに個別的にとらえられても、差別の総体的・相対的性格をとらえられないところで、差別の構造という処に下降しつつ、そこから個別差別に上向的に演繹していくという作業がなされないのが、差別ということが押さえられないし、またそこからファシズム論ともリンクしていく作業ができなくなっているのです。今こそ、差別ということをキーワードに問題を読み解いていく作業が必要です。まさに、トランプ大統領の差別排外主義的性格がまさにファシズム的手法であることもそこから読み解いていけます。まさに、トランプ大統領はファシズムの反対語である「民主主義」の破壊者なのです。

ウクライナはカードがないのか

独裁やファシズムの反対語は「民主主義」です。トランプ大統領は、「ウクライナにはカードがない」と言っていますが、ウクライナのカードは「民主主義」で、プーチン—トランプファシズム連携と対抗できるのは、「民主主義」を押し出す諸国と、それをさらに超える「ファシズムの核心としてある国家主義」批判の民衆の「民主主義的国際連帯」です。国家主義を止揚する反ファシズム統一戦線的民衆の国家の枠組みを超えた連帯の取り組みです。

ファシスト・プーチン—トランプの「カード」ゲームのやり方や、そのカード自体もみ

えみえになってきました。「軍事費をふやさないと軍事同盟をやめるぞ」とか「軍隊を引き上げる」と「脅し」をかけてくれば、「どうぞ」と言えばいいだけです。日本はアメリカの属国から抜け出して、「憲法9条を世界の憲章に」と標語をかかげて平和外交に踏み出し、核兵器のない、軍隊を限りなく縮小していく世界態勢へ踏み込んでいくことです。

何をなすべきか

トランプ第一次政権が出来たとき、孤立化しそうなのを救ったのは安倍元首相でした。それを「安倍元首相の外交手腕」とかとんでもないことを言っているひとがいるのですが、とんでもないことです。今日、ヨーロッパの右傾化に懸念が出されていますが、その走りは日本の安倍極右政権だったのです。そもそも、トランプ大統領の孤立化を救い、世界への抑圧政治を導いたのが安倍元首相の最大の悪行のひとつなのです。もはや、安倍元首相はいません。ファシストトランプ・アメリカの孤立化包囲網を作っていくことです。「関税をかけるぞ、アップするぞ」という脅しには、不買運動で応えればいいのです。

できることから、いろいろ考えて実行していくことです。

わたしは、トランプ政権の「金持の、金持による、金持のための政治」の象徴、イーロンマスクの「X」を止めました。

(み)

(「反差別原論」への断章) (98) としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 168 号」アップ(25/3/18)
- ◆「反差別資料室C」の「文献室」、新しい本の購入や読書に合わせて、今年5月の末に1年余ぶりにリアップしました。
- ◆メインホームページ「反障害－反差別研究会のHP」のIV. F [廣松ノート] <http://www.taica.info/hiromatunote.html> に『物象化論の構図』をアップしました。
- ◆「反差別資料室C」で、「B.「反差別原論」断章」に掲載していた原稿の内、反原発・反核問題に関説している論考を重複させて、「E.反原発・反核」にも掲載しました。最初の () 内数字が、「E.反原発・反核」の通し番号、次の(8)以降の () 内数字が、「B.「反差別原論」断章」の通し番号です。ちなみに、最後の数字は、所収している「反障害通信」の号数です。

読書メモ

竹内さんの本、かつて「能力を個人がもつと考えない」という論攷に共鳴していたのですが、新しい本がでているのを知って、読みました。もう一冊は松波さん「障害の社会モデル」をめぐる論攷です。連載中の [廣松ノート (7)] は『存在と意味』の8回目です。

たわしの読書メモ・・ブログ 688

- ・竹内章郎『いのちと平等をめぐる 13 章——優生思想の克服のために』生活思想社 2020
竹内さんの本は以前読んで、「能力を個人がもつものと思えない」ということに共鳴し、

繰り返し引用させて貰っています。そんなに長くないので、全文、掲載します。

——ここから過去文の引用です——

たわしの読書メモ・・ブログ 108

・竹内章郎『いのちの平等論—現代の優生思想に抗して』 岩波書店 2005

差別的論理を批判し尽くそうという意欲作です。しかも哲学的なところと対話をし、問題を掘り下げようとしています。

優生思想というところを「能力を個人がもつものと考えない」（わたし的に言えば能力の個への内自有化—実体主義批判）というようなところから批判していることもあり、かなり共鳴しつつ読んでいました。「能力に基づく差別ということの廃棄」というところまで踏み込んで、差別の問題をとらえようとしている、そしてそれが資本主義社会の差別の根源にあるというところを返し、まさに意を得たりという思いももてました。

ただし、発達信仰への批判はあるにせよ、どうも発達保障論にひきずられて、発達概念自体をほりさげてとらえていず、今一つ煮詰め得ていないとの思いがあります。もうひとつは差異論、筆者からも「物象化」という言葉も出てきて、かなり共鳴しつつ読んでいたのですが、結局差異論が煮詰め得ていないのです、とんでもない「ないものねだり」ですが、たぶん廣松さんあたりが入れば、・・・わたしがシンクロナイズしていくのだと思ったりしているのですが、結局、**竹内さんの論攷は「障害をもつ」という論理に至りついて**います。

そして、さらにもうひとつ。そもそも筆者も倫理主義批判をしていたところから、倫理というところへ陥っていったよう。どうしてそこに至ったのかわたしとしては興味深いのですが、・・・そのあたりで、マルクスには平等論がないという批判を出しています。以前、花崎さんがマルクスには人権論がないというようなことを書いていたこととリンクするのですが、そもそも、「自由、平等、博愛」というフランス啓蒙思想への批判を資本主義社会の論理から来ていることとしてマルクスが批判していたことをどうとらえるのかの問題であり、たぶん唯物史観あたりの問題なのではないかとわたしはあたりをつけているのですが。筆者は論文をあちこちに書いているので、そのあたりをあたっていくたいとの思いもあるのですが・・・。

ともかく優生思想の勉強会に使えば、そこからいろんな課題がとらえられ、論が深めていける貴重な資料だとも思っています。(赤字 今回校正)

——ここまで過去文の引用終わり——

さて、今回の本(ブログ 688 の本)との対話の論点をいくつか出してみます。

(1)「能力を個人がもつものとは考えない」ということ

このあたりは、四半世紀くらい前に出会った文、「たわしの読書メモ・・ブログ 174 / ・中川 明『「原則統合」への道すじを探るⅢ 《憲法 26 条にいう「能力に応じて」と「普通教育義務」とは?》』「障害児を普通学校へ・全国連絡会」制作編集(ブックレット・・なぜこの学校に行けないの? ⑩)1999」を読み、そのころから、「能力を個人がもつとは考えない」ということを考えはじめたのです。

で、2010 年に出した本(註 1)の中で、「第 10 章 障害差別の根拠は何か / 2 節 能力とは?」にこの論攷への一文を書いています。

——ここから過去文の引用です——

以前、運動関係の小さいパンフレットの中で、「えっ、すごい」と思うようなフレーズに出会いました。

それは「能力を個人のものと考えない」という一文です（註9）。

およそ、今の社会の世界観とは遊離した考えかたです。そして、この考えこそが近代知の個人—個性（実体—属性）というパラダイムを転換しうる内容ではないかと思ったのです。

さて「個人の能力」といわれることはどのようなこととしてあるのでしょうか？

ひとの「社会」は膨大な知を集積し、インフラを形成してきました。一人のひとはその一部に参与し、「社会化」ともいわれるいろいろな働きかけを受けながら、知識を「わがもの」にします。そしてその中で、協働作業の中でほんのわずかな新たな知の積みあげをなし「社会」に参与します。

ところで、協働作業の中で何か「これはわたしだけのものだ」と自己の占有を宣言しえることがあるのでしょうか？ 芸術と言われることに「言えなくもない」ことはあるかもしれませんが（註2）。でも、それも一つの歴史の中の文化の中で、ひとつの環境や働きかけの中で育てられたことなしにはありえなかったと言えらるでしょう。

ところが、不思議なことに「特許」なるものがあります。

特許といわれることのベースは膨大な知の集積です。その上にほんのわずかな協働作業の積み上げがあります。それがなぜ、ときには何億円で売買される特許になるのでしょうか？

ちなみに（註9）は、

★9 中川明『原則統合への道すじを探るⅢ《憲法26条にいう「能力に応じて」と「普通義務教育」とは？》』障害児を普通学校へ・全国連絡会 1999年。ただ、今回再度読み直して、この論考は認識論的に掘り下げた文というより、ロールズあたりの正義論—分配論として展開されていることで、認識論的にとらえ返しから問題にしているわたしの意識性とのズレも感じていました。

——ここまで過去文の引用終わり——（註1）（註2）は今回の（註）

竹内さんの「ブログ108」の本を手にとったのは、2010年の本を出版した後です。だから中川さんのパンフはわたしの本の献表に入っていますが、竹内さんの本は入っていません。

竹内さんの最初の読書メモ「ブログ108」で取り上げた本の、メモの中で、「筆者は論文をあちこち書いているので、そのあたりをあたっていきたいとの思いもあるのですが・・・。」と書きつつ、「・・・」の意味でもあったのですが、わたしの倫理学批判志向のなかで、結局そのまま「あたっていい」かないままでした。今回、ある論文のなかで参考文献に当の本をとり挙げていたので、対話の必要に駆られて、読んで読書メモを書いている次第です。

（2）「障害をもつ」について

この本との対話の核心は、「障害をもつ」——「能力をもつ」ということとの対話です。このあたりはわたしには「持つ」という概念に関わるパラダイム転換論と繋がるのですが、これは最後の（6）に書きます。

竹内さんは「障害をもつ」と「能力をもつ」というところで、前者は個人がもつと一応押さえるところから、それを関係論的とらえ方から、「分離論」を展開し、再規定しています。ここで「個性論的」な押さえが出てきます。

そもそも「個性論」と言っても色んな突きだしがありました。竹内さんの押さえは、「障がい」は個性のひとつであることで、それでそのひとを全規定するのはおかしい、という論理です。そのひとつの個性自体は否定的なことだけど、それは介助などで「できない」ことをなくせる、すなわち「分離できる」という、「分離」概念をつかった論理になります。ですが、分離できないときにはどうするのかという問題が残ります(註3)。このあたりは、ちゃんと書かれていませんが、「障害」の「害」を「がい」とひらがな表記したのは、「ひとつの個性自体は否定的なこと」というところで、「害」という文字が否定的ニュアンスがあるので、ひらがな表記にしようという、一部「障害者」の主張を受け入れたことだと推測されます。

さて、もうひとつの「個性論」的突き出しは、「[ひとの個性]にマイナスとかプラスとか価値付けをするな」ということです。これは、そもそもひとの能力を価値付けする資本主義社会自体を批判する内容を孕んだラジカル(根源的)な突き出しでした。

さて、そもそも「能力を個人がもつものと考えない」とするなら、初めから、「障害」も個人がもつものと考えない、というように考えられないのでしょうか？

(3) 「もつ」をめぐる障害規定の論議

ここで、障害規定の必要性に迫られます。そもそも過去の障害概念をめぐる議論をきちんととらえ返す必要に迫られるのですが、竹内さんのこの本の中には、イギリス障害学の「社会モデル」が出て来ません。杉野昭博さんの本が文献表にありますから、そこで、イギリス障害学の情報は押さえていると思います。イギリス障害学は、障害概念を反転させました。反転という概念は、ゲシュタルト心理学のルビンの図形を持ち出すと明らかになります。簡単にいうと、「[障害者]が[障害]をもっている(医学モデル)のではなく、社会が障害(障壁)をもっているのだ」(註4)ということになるのです。このあたりの話は、竹内さんが取り上げているICIDHの障害概念への批判が起こり、改定作業が始まったという歴史を押さえる必要があります。ICIDHが因果論になっているとして、それを「社会モデル」の概念を入れて廃棄・改定(止揚)していく作業に入りました。で、そのときに、イギリス障害学への批判が起きていて(註5)、結局整理に失敗したのです。一応、ICFという形にまとめられたのですが、整理されていないという自覚があったのでしょうか、「障害者権利条約」の議論のさいは、障害規定の議論をしていたのでは、条約の発効ができなくなるとして、規定をしないということで進んでしまいました(註6)。

ところで、わたしも、ICIDHの概念は使っています。それはimpairment(機能障害)が医学モデルとしての「障害」概念として、disability(能力障害)を「社会モデル」的障害概念としてです。ところで、handicap(社会的不利)は、イギリス障害学では使われていません。なぜなら、「社会モデル」では反転させたので、必要のない概念になったのです(註7)。

ちなみに、「社会モデル」は、「個性論」を否定することになります。「障害者が障害をもっている」という「医学モデル」で、「個性論」がでてきたのですから、「社会が障害をも

っている」となると、「障害者」がもっている「個性」(——属性(註8))ではなくなります。

ところが、前述のひらがな表記に対しては、「社会モデル」からすると、障害——障壁はいけないことなので、悪いイメージをむしろ積極的に突き出すことです(註9)。そのような反転させた「障害の社会モデル」の意義をだいたいしにする、表記になっています。

さて、先述した杉野さんは、アメリカ障害学も「社会モデル」として突き出しています(註10)。この錯認は、杉野さんのみならず、他のひとたちも囚われていて、そこで大勢がすすんで行っています。端的な例は、イギリス障害学の「障害者」表記は、disabled people でアメリカ障害学が persons with disability です。ICFも「障害者権利条約」も英語でアメリカ障害学の障害規定を採用したのです。何が問題なのかというと、disabled は受動詞の形容詞的使用で、直訳すると「出来なくさせられている」という意味になります。すなわち、まさにイギリス社会学の反転させた、「社会が障害をもっている」ということに通じる表記だったのです。誤解の無いように書いておきますが、「障害の社会モデル」は障害関係論に転換しきるための過渡の理論として、わたしは押さえています。「個性論」は、「障害者」が「愛される障害者像」や「障害の克服」という概念にとからめとられている中で、反差別という観点をもって開き直的に突き出した、「障害者運動」を進めるのにバネになった理論だったことと類比しえます。

竹内さんの「社会モデル」はどうも、イギリス障害学の「社会モデル」ではなくて、アメリカ障害学の「社会モデル」、もしくは、「社会モデル」を宣揚しつつ、結局医学モデルに舞い戻った曖昧模煇な「社会モデル」ではないでしょうか？

(4) ICFの障害規定の問題性

ICFは最初ICIDHが因果論になっていて、医学モデル的「障害」があるから、能力障害や社会的不利がおきて来るということをとらえ直す作業として、ICIDH—2として議論されていました。それを、ICFとしてまとめ直しました。そこで、医学モデルと「社会モデル」を統合したと称しているのですが、「社会モデル」は「社会が障害をもっている」として医学モデルを反転させたもので、どうして統合できるのでしょうか？そこにはパラダイム転換的なことの胎動的内容(註11)をもっていたのです。パラダイム転換の例に出されるのは天動説から地動説への転換ですが、どうしたら天動説と地動説を統合できるのでしょうか。また、現代化学における最大のパラダイム転換の例でいえば、ニュートン力学と量子力学へのパラダイム転換がありますが、ニュートン力学と量子力学の統合などという論議をわたしは知りません(註12)。

さて、それらの論考は、ICFの「個人」と「環境」との相互関係的とらえ方にも及んでいきます。そもそもICFの相互関係論は、「個人」と「環境」の相互関係の中身がとらえられません。そもそも二項対立図式が現代哲学(註13)で批判されてきたのに、見事に二項対立図式に陥っています。

竹内さんは相互関係論を展開されているのですが、それは個人と環境(もしくは社会)が別個に存立するという実体主義——物象化にとらわれているのではないのでしょうか？(註14)。

(5) 「垂直的發展—水平的展開」について

さて、この本の中で、竹内さんは極めてオリジナルな論展開をしています。13章の「出

来事の理由、社会・文化の<垂直的發展>から<水平的展開>へ」です。実は、わたしはこれをこの本を読むきっかけになった論文の中でこの文字をみて、全障研の「縦への發達、横への發達」という概念とリンクしてしまいました。全障研は、發達保障論(註 15)を突き出し、「個性論」、それを生み出した反差別的「障害者運動」の流れを「障害者運動の攪乱者」とまで批判し、当時制度化が進められる養護学校義務制を政府・自民党と一緒に推し進めようとしていました(註 16)。竹内さんも「Segregate is not equal」192P という概念を使って批判している分離教育そのものなのです。で、「個性論」を批判を撤回する文(註 17)やその支持協力関係にあるひとから、「個性論」がでるに及んで、發達保障論そのものは破綻したと思っていたのですが、まだSNS上で振り回すひととの議論から、改めて全障研の出版物にあたっていたら、「縦への發達、横への發達」という概念が出ていました。この「横への發達」ということは、「第二次性の障害」を取り除くなり、社会を変えるということを生んだ概念の突き出しかなとも思えるのですが、そもそもの「發達保障論」の「縦への發達」の抑圧性の指摘をうけた総括、とりさががなされていません。竹内さんのこの本の中では、發達保障論への言及がなされていません。無用な対立をさけるとか、影響を与えて、それなりに修正しているようで、それで良しとされたのかもしれませんが、で、直接問い合わせることもできませんが、とりあえず推測として、竹内さんの論攷「垂直的發展—水平的展開」を全障研のひとたちが、發達保障論の修正として取り込んだのかと思っています。

この論展開は、わたしは色んな形で応用できることかとも想ったりしています。たとえば、縦軸を生産力・技術の發達として、水平軸を反差別的関係性の構築として、より社会の構築へ向けて、と提起していく図として、考えられます。ただ、そもそも資本主義社会において、「生産力・技術の發達」がむしろ矛盾を深めていく構図をみると、資本主義社会を止揚した未来社会のあり方の図となるのかもしれませんが。

(6) 認識論的押さえ——「なぜ①」の議論の必要性

著者は論展開の基本的姿勢に関わる文を残しています。「なぜ①」と「なぜ②」という形で展開しています(238P)

これに照らすと、「なぜ②」は倫理学、「なぜ①」は哲学的論考を含んだ認識論的掘り下げや社会学、と押さえられるのではとわたしはとらえていました。

そこで、あちこちにこの項への参照を求めていたのですが、とりわけ「ICFの個人—環境の関係」ということを押さえる作業をしておきます。

アリストテレスの「質料—形相」概念から近代知の地平では「実体—属性」概念へ変遷してきているのですが、これはICFの個人—環境の関係でいえば、環境ということは、マルクスの「フォイエールバッハに関するテーゼ」にいう、「関係性の総体」の謂いで、わたしが認識論的に影響を受けた、廣松渉さんの言葉を借りれば「関係性(それを物象化したことが「社会」や「環境」(註 18))という網の、網の目が個人」ということになります。旧来の認識論では、個人が寄り集まって社会を構成しているととらえられるのですが、そうではなくて、あくまでも関係性総体・網が先にあり、その結節態的網の目が「個人」としてとらえられることです。ここで、勿論、「網」といったら、それ自身物象化を避けられないので、「もの」的にとらえられる(註 構造主義の「構造の物象化」、それを避けようと

「構造変動」という概念を持ちだしています)のですが、無限に広がる網という言い方をしても尚、それを押さえたところで、「もの」的世界観から、「こと（関係態）」的世界観への転換が必要になります。

障害は「もの」ではなく、関係態の中で、「できないこと」が個人という物象化した「もの」—この場合は「者」に内自化する「属性」として「もの」的にとらえられるのです。

実体—属性という実体主義批判、物的世界観から事的世界観への転換という廣松渉さんのパラダイム転換論を説明するには本1冊でも終わらないので、別に展開せざるをえませんが。

ただ、私的所有論とつながる「もつ」という概念への論究を進めます。これは、ゲシュタルト心理学のルビンの白黒図形で、その境界線をどちらが「もつ」のか、すなわちどちらに内自化されるのかで、白黒反転がおきるのです。これは、「個人」と「社会」を実体化したところで、「属性」としての「障害」—障害をどちらがもっているとするのか、ということによって反転が起きているととらえられます。この反転の事例は、たとえば、山本おさむさんが「遙かなる甲子園」というろう学校高等部が甲子園を目指して、その障害である、排除規定をとりのぞかせる運動やスポーツの奮闘を描く漫画を描くために、手話サークルに通い手話を学んだ経験から、「私は手話ができないという障害を克服しました」と語っている反転に示されています。また、そもそもゲシュタルト心理学の図—地関係で、ノーラ・エレン・グロース『みんなが手話で話した島』築地書館 1991 で聞こえないということが図として浮かび上がらない事例を示していることがあります。「障害」が浮かび上がらない関係ということは、竹内さんの「分離」以前に、どうしたら「障害」が「障害者」がもっている「もの」として浮かび上がらない世界を築けるのかということを考えることが必要なのです。

それはそもそも、ICFの障害規定の中に、「標準的」という言葉にその限界—論理破綻が示されているとわたしは感じています。これは、竹内さんの文献の中にマルクスの本が挙げられているので、そこにリンクしていくと、『資本論』のなかにある「標準的人間労働」という概念が出てきます。資本主義は機械制工場生産様式として進んで行く中で、「標準的人間労働」を獲得するために、公教育を推進し、「障害」規定も進めていきます。そこで、それまでの個別「できないこと」を表していた言葉（盲、ろう、「いざり」・・・）から「障害者」なる概念が形成されていったのです。空間的分離の中で、技術的なことで、「障害」が浮かびあがらないこともありえますが、資本主義社会の「標準的人間像」をなくさないがきり、資本主義社会の止揚なくして、障害規定そのものはなくなりません。

竹内さんの「それは個性の一部であり、それを切り離す」という分離論は一定の有効性はあるとしても、「標準的人間像」が在り続けるかぎり差別から逃れられないのです。

わたしが「吃音者」の団体で活動しているときに、そこでほとんど話をしないで聞いてるだけでしたが、一度だけ差別ということ語ったことがあります。そこで、大学生がいて、自分の体験を語ってくれました。その「吃音者」は練習をすればそれなりに言葉が出るひとだったのですが、卒業研究発表で、練習を積み重ねそれなりにうまくいったそうです。それで、またゼミか何かで、話をするとき「吃音」がかなり出たときに、教員から「君は努力すればできるのに、なぜ、また戻ったのか」と見放された、これは「ア・パー

ト・ヘイト」(「アパートヘイト」のもじり)なのだ、わたしの一部分を憎む(否定する)ことで、自分の存在が否定されるという話をして、「わたしは努力することによって自分で自分の首を絞めたのだ」という話をしてくれました。勿論、「吃音の啓蒙」とか竹内さんの分離という手段はいろいろあるし、そもそも「吃音」は二つの言語規範、ひとつは、ひとは音声言語で会話をすべきだ、もうひとつは、「音声言語には或る一定の流暢性が必要」というところで差別されることなので、たとえば手話の世界に入ると、「吃音」は浮かび上がらない(註19)、在宅ワークでメールでやりとりをするときも、浮かび上がらないのです。だからだと言って、「標準的人間像」そのものはなくなったわけではないので、差別がなくなるわけではないのです。「吃音者」はマージナルパーソンの存在なので、介助を日常的に必要とする「障害者」とは違うという意見もできるかもしれませんが、そもそも「標準的人間像」なることは、労働力の価値としてメニューなることがあって、しかもひとりできねばならない、とされているのです。それ自体が今の社会の差別の構造なのです。

(7) まとめ

さて、竹内さんは、「障害」そのものは否定的だけど、それは分離しえる場合があるとしています。わたしはそもそも、それ自体があやしいことだと思っています。たとえば、手話を学んだ聴者の中には、聞こえないひとに音楽の楽しさを教えてあげたいなどというところでもないことを言い出すひとが居ます。そもそも、生まれた時から聞こえないひとは、音楽など楽しみたいとは、他者から刷り込まれない限り思いはしないのです。むしろ、歌いながら手話をする聴者の突きだしに抑圧性を感じ、「ストップ・ザ・ミュージック」という突きだしもなされています。手話の世界には、その文化の豊かさや楽しさがあるのです。また、「認知症」と規定されるようになった、オーストラリアのクリスティーン・ボーデン(『私は誰になっていくの?—アルツハイマー病者からみた世界』クリエイツかもがわ2003)は、「自分は官僚時代に、部下にどうして同時に二つのことができないのだと攻めるようなことを言っていた。そういう嫌な人間であったことを、認知症になることによって脱することができたことを喜ばしく思う」というようなことを言っていました。そのような語りは、「中途障害者」になったひとからも出ていますし、また、「障害児」をもった親からも、出産時に「障害児」になった直前には、否定的な思いをとられる中でも、そこから脱して、「生まれてきてくれてありがとう」というような思いに至る親もできます。これは所謂反転というようなことですが、『自閉症だったわたしへ』新潮社1993の著者ドナ・ウィリアムズは、その「自閉症者」の非「障害者」とは別の文化・世界を描いています。何かパラレルワールドということを想起させるのですが、わたしはむしろ、今の非「障害者」中心の世界が矛盾に充ちた世界で在り、それを是正することの水先案内人が「障害者」ではないかとさえ思えるのです。

さて、もうひとつ、この本の文献表を見ていて、不思議に思っていたことがあるのです。それは立岩真也さんの本がないのです。立岩さんは、倫理社会学とでも名付けるような分野で、竹内さんの論考と重なるところがあると思うのですが、なぜか、一つも文献としてあげられていません。彼は、「障害は、ないにしろしたことはないか」というところで論考を展開しています。わたしとしては、「障害の否定性」を否定する」というところで共鳴していたのですが、彼の論考との対話の中で、竹内理論の更なる深化がかりとれるのでは

ないかとも思えるのですが、どうなのでしょう？

もうひとつ、能力の問題で最近起きてきている事態があります。それは、コモンという概念の広がりです。新自由主義的合理化の推進の中で、公共事業を民営化しようという動きに対して、インフラをコモン(公共財)としてとらえ、それを守る中で、地域自治というところから、この矛盾に充ちた社会を変革していこうという動きがでてきます(註 20)。わたしは、能力自体をコモンとしてとらえるところから、その道筋を示せるのではないかと考えたりしています。

(8) 補論—「障害者運動とフェミニズムの二律背反的対立」について

わたしは「障害者運動」に関わってきたのですが、「障害者」の中には、親による「障害者」殺しや、フェミニストの「産むー産まないは女が決める」という標語で中絶の権利を突き出すことと、出生前診断で「障害児」と分かると、90%以上のひとが中絶するという事態があり、そこで対立の図式が生まれていることを、アンチノミーとしてとらえる事が出ています。他にも、遺伝子操作技術による「治療」とか、人工授精技術の普及とか、iPS細胞の技術なども出てきます。竹内さんは、この本の中でバイオテクノロジー関係のことは細かくはふれていませんが、それらのことは、この本の中で書かれている論攷から波及できるとしているのですが、「障害の否定性」はあながち否定できないとしているところや、「子どもを産める環境」論では解決できないとしていますし、それらのことをアンチノミー的にとらえているところからは、波及できません。押さえは、すでにフェミニズムと「障害者」運動側の議論として「子どもの属性」を調べて(知って)選択的に中絶するということは許されない」というテーゼがでてきます。それをしていると、男か女かを知って、選択的に中絶することも許すことになります。そこにそもそもフェミニズムが問題にしてきた差別があるのです。また、フェミニスト自身も高齢になったときに、親族による(高齢で中途「障害者」になった時の)「障害者」殺しを容認することになりますし、そもそも遺伝子診断をして、精子や卵子に「障害因子」があると子を産むことが許されないとか、自分の子宮で子どもを大きくすることができるひととそうでないひとの分業のようなことが生殖技術の「進展」の中で起きてきていることも含め、更にデザイン・ベビーとか、遺伝子を残せるひととそれが「許されないひと」とかの分断が起きてくるのです。そもそもフェミニズムの運動が、人種・民族による分断にどう対処することを考えないと、運動は破綻しますし、その一端としての「能力」による差別を問題にせざるを得ないので。その「能力」による差別の極として、障害問題があることを押さえれば、フェミニストは性差別だけを語るののだとしていたら、「能力」ということでむしろエリート女性が「あんたたちがそんなことを言っているから差別されるのよ」というような言説で性差別者として出てきてしまうし、性差別におけるマイノリティ問題のLGBTQで抑圧者として登場してしまう恐れさえでてくるのです。他にもアンチノミー的な論及がでていますが、わたしはもっと深くとらえていくと、ほとんどアンチノミーは解けるのだと想っています。すべり坂理論批判についてのコメントがあるのですが、それは状況分析概念として出てきているのであって、竹内さんにとって、それを止めるのが倫理だという話になるのでしょうか、マルクス派の押さえとして、マルクス倫理学ということは存在困難なのです。なぜならば、唯物史観的に社会科学的なところから、差別を語っていくからです。

さて、わたしはいつも批判ばかりしていると批判されることがあり、批判より共鳴的な論攷をとも思うのですが、わたしは自らの論の検証を求めて、論的深化を希求しているので、敢えて、否定的批判を書いています。

ここで、いつものように目次をあげ、共鳴的な部分をいつもの抜き書き的に書いておくことなのですが、余りにも厩大になっているし、パラダイムの違いのような話も多々あり、とても、書けません。機会があれば、この本を使って学習会などをするとき、そのようなことを果たせたらとも思っています。

(註)

1 三村洋明『反障害通信——障害問題のパラダイム転換のために——』世界書院 2010

2 最近「通信」159号の「編集後記」で書いた文につながるとして補足転載します

——ここから過去文の引用です——

およそ生産活動や労働力において、最も、「能力を個人がもっている」と「錯誤」してとらえられやすい事例は芸術的才能と言われることです。ピカソの才能なることで、『廣松渉著作集』の解説で、高橋さんが書いた文の中に、そのような文を見つけました。／「たとえば絵を画くという「力能」はピカソという人間に内具・内在しているのか、という問いを立てることができるであろう。答えは、もちろん否である。／まず第一に、絵画「力能」、具体的には①美意識や美的センス、ないし絵画形式で表現したいとピカソが思っている諸観念、②それを絵画形式で表現する技術などは、ピカソがそのつどの生の営みを行う中で形成されてきたものである。ピカソに限らず、誰の場合でもそうだが、「生の営み」ということの中には、多種多様な要素がギッシリと詰まっている。生きるということ自体、衣食住をはじめとして肉体的にも精神的にも「人々の対自然的かつ相互的な関係」の恩恵をこうむっており、生きるとは生きさせてもらっているということである。このような基本的真実はいま脇に置いて、当面の文脈で必要な最小限の要素だけを取り出しても、①ピカソ以前の時代の、あるいはピカソと同時代の画家たちの作品を鑑賞し研究して、そこからさまざまなものを学んだり摂取したりすること、②そのつどの自然や社会のあり方、人間模様などを、つまりは世界を観察すること、こうした①見る眼と②見る対象からして、そのつど一定の(ピカソ自身に限っても何年何月何日に、どこそこで、だれと、どんな具合に、という、そのつどの特定性を帯びた、また、もっと大きくいえばブリューゲルの生きた時代や社会・生活環境、そして目にすることのできた絵画作品群など、とは違った)社会的諸関係に入り込みつつ絵画する者として生きる中で得られたものであり、つまりは「人々の対自然的かつ相互的な関係」の所産である。／表現技術にしても同様である。①師匠から教えを受ける場合、師匠が一人のときは、「人々の」対自然的かつ相互的な関係という言い方はできないが、しかし、少なくとも、師匠が現に師匠としての「地位」を獲得し得ている事態をも考慮に入れると、その「地位」は人々による評価の積み重ねの所産として、やはりさまざまな形での「人々」の対自然的かつ相互的な関係の所産であるという理屈が成り立つ。②たとえ師匠の教えを受けずに独力で表現技術を磨いたという場合でも、作品がそのつど受け手たちにどのように受け止められるかに応じて磨き方が違ってくるという意味で、そして受け手たちに評価されないような磨き方にいくら精出したところで表現技術としては無であるという意味でも、やはり「人々の対自然的かつ相互的な関係」の所産であ

る。／第二に、右のような絵画「力能」が一定の歴史的・社会的・文化的な形成体(「人々の対自然的かつ相互的な関係」の所産)としてであれピカソという人間に「内具・内在する」に至ったと仮定しても、しかしそれを表出するには表出する手段(カンヴァス、絵の具、鉛筆などの画材)が必要である。表出されない「力能」は無であり、断じて「力能」などではない。それはちょうど、みずからの生産手段を所有しない賃金労働者の場合、その労働力は当の労働者が資本家に雇用されて生産手段と出会うまでは無であるのと同様である。画材はメーカーや職人たちの生産物であり、そして生産物を生産するには原材料が必要であることを考慮すればなおのこと、画材は「人々の対自然的かつ相互的な関係」の所産であることは明らかである。画材なしには絵画「力能」は表出しようがないから、それは「無」「力能」であり、やはり絵画「力能」はピカソという人間に内具・内在しているのではないということになる。／第三に、これらの諸要件が満たされてようやく作品が出来上がったとして、ではその作品が受け手にどのように受け止められるか、つまりピカソの当該作品に関する絵画「力能」がどのように評価されるかという段になるが、ここでもやはり、先ほども関説したように「人々の対自然的かつ相互的な関係」のあり方次第で「力能」の有無が岐れる。受け手たちに表されれば「力能」有りということになるし、そうでなければそうでない。しかも、評価の基準(「間主観的な美意識」)そのものも一定の歴史的・社会的・文化的な形成体である。つまり「人々の対自然的かつ相互的な関係」の所産であるという事情が加わる。／このように多様な、幾重もの「人々の対自然的かつ相互的な関係」の所産として、三要件が揃ってはじめて絵画「力能」は存在する。けっして画家に内具・内在しているのではない。」425-7P(「解説 高橋洋児」(『廣松渉著作集 第十三巻 物象化論』岩波書店1996所収)

3 これは実は後述する発達保障論の論議と同様な疑問が出ているのです。そもそも分離以前に、そもそも、その否定的なものが歴然としてあるのか、という問いもできます。これも(6)で展開します。

4 イギリス障害学の「社会モデル」を明文化しないで論じることによって曖昧になっていることがあるので、わたしなりにとらえ返した文にしておくと、「障害とは、社会が「障害者」と規定するひとたちに作った障壁(と抑圧)である」となります。「(と抑圧)」という文は直接は見出せないのですが、わたしが付け足したこと、なお日本の「障害者」でも同じようなことを言っているひとがいました。これは、「何々すべし」という「標準的人間像を描き、それに近づくべし」という論理とする抑圧です。なお、「社会が障害をもっている」というのは、オリバーが「個人が障害をもっている」ということを反転させてみせた論攷からきています。

5 これは、オリバーなどのイギリス障害学の第1世代に対して、モリスらの第2世代と言われるひとたちが、「第1世代のひとたちは、障害者の現実の生きがたさをとらえていない」と批判したことを指しています。ただ、わたしからとらえ返すと、「ひとはひとりで自立して生きて〇〇ができればならないという標準的人間像に囚われている」というまさにマルクスのいう、物象化(「社会的関係を自然的関係としてとらえる」医学モデル的「障害」概念への逆戻り)に陥っているのです。

6 それで、結局は医学モデルに舞い戻ってしまったのです。確かに、「社会モデル」に不

備はあったけど、それを関係モデルとしてパラダイム転換しきることだったとわたしは押さえています。

7 訳語は、一般的に使われてきた訳語を用いています。著者は新しい訳語を当てていますが、ICIDHはもはや使われていず、医学モデル的「障害」概念、「社会モデル」的障害概念とすれはいいだけだということで、訳語の更新の必要性は感じないのです。

‘障害’にあたる英語が多々あることについては、「障害ってなーに？ 障害ということ」を根源的にとらえなおす <http://www.taica.info/wdl.pdf> 「9章 障害の医学モデルから「社会モデル」への転換」の「和英辞典からみる障害」の項参照。

8 これは(6)で展開する「実体——属性」論論件先取になっています。

9 そもそもは英語で表されるICIDHの障害三規定、バリアー、ハードル、それらを‘障害’という詞で表そうとして起きていることで、それを漢字の‘碍’とかひらがな表記で差別化しようとしているのですが、わたしはきちんと整理していく必要があると思っています。端的な例は、「点字ブロックの上に自転車を置くと、白状を使って歩くひとの障害になる」という表現です。これがまさに「社会モデル」的な考え方なのです。点字ブロックの上に自転車を置くことはいけないこと、悪いことなのです。わたしは「障害者」規定は他者（差別社会）規定で、規定されるひとという意味で「」を付けて「障害者」と表記しています。

10 杉野さんは、「障がい者制度改革推進会議」に出された意見書の中で、イギリス障害学の「社会モデル」とアメリカ障害学の「社会モデル」の違いを明確化されています。

11 パラダイム転換の例としてよく出されるニュートン力学から量子力学への転換においても、その過程でアインシュタインの相対性理論やマッハ哲学・物理学がありました。

「社会モデル」は医学モデルから障害関係論—障害の関係モデルへの転換の過渡としてわたしはとらえています。「社会モデル」は、社会を実体化してしまっている」という実体主義批判の脈絡で批判し、パラダイム転換は関係モデルとして成しきることなのです。

12 大学の教養の物理学で、最初に「君たちが高校までに習った物理は全部わすれてください」といわれたことを明らかに憶えています。

13 構築主義やマルクスの流れの物象化批判として出ています。

14 エンゲルスの「弁証法の三法則」という図式化で「対立物の相互浸透」という概念があるのですが、まさにその論理なのです。これは法則ということの物象化です。これも論件先取になるのですが、まさに発達保障論の「発達の弁証法」という法則の物象化と同じパターンなのです。

15 発達保障論は、「障害者」に関係する学者・教員・親たちの集まりの全障研で、「障害児も無限の発達の可能性をもっている。それを保障するのが、周りのものの役割だ」として、その発達を「発達の弁証法」（法則の物象化・絶対化というヘーゲル弁証法への舞い戻り）として展開したところで、ほとんど「発達」ということで「変化がないとされる」ひとたちへの抑圧の論理になっていく、またもともと「何々すべし」という抑圧の論理になっていると、それを否定して「障害個性論」を突き出していく「障害者」運動関係団体と衝突していくことになりました。ここで、竹内さんは、まだ発達保障論を「縦への発達・横への発達」という概念で活かそうとしています。結局医学モデルから抜け出せていない

ことの一事例なのです。そもそも「社会モデル」や関係モデルでとらえるとどうなるのか、「縦への発達」があるかぎり抑圧の論理になるし、横への発達は、第二次障害への取り組みとして、社会を変えるという内容を孕んでいるとしても、医学モデルとの対峙をきちんとやりきれないと、「発達障害」と規定されるひとたちへの抑圧の論理になりかねません。

16 自民党政権は、分離教育をインクルーシブ教育とまで言い募っているのですが、発達保障論者は、同様に専門的教育が必要だと、分離は差別だという世界的インクルーシブ教育の概念をそもそも踏み外しているのです。（誤解の無いように書いておきますが、教育言語の違いで分離する、たとえば手話による教育で、分離することは、また別問題です。）

17 茂木俊彦『障害児と教育』岩波書店（岩波新書）1990

18 これは「社会」と「自然」という二項対立の中で、「自然」という概念を持ち出すために、「環境」という言葉を使っているのではないかと推測されます。マルクスの「社会化された自然」概念でいえば、直接「社会」概念だけで済むことです。

19 わたしは、これは手話が言語あるとことの証左となると思うのですが、手話にも音声言語の「構音障害」「吃音—流暢性の障害」に類比しうることはあると思います。「吃音」という手話に似た手話ネームを持つろう者がいて、その手話を見ていると「手話の吃音」を思わせるのです。

20 「もの」ではなく「こと」 私的所有物ではなく、共有事として使っていくこと

たわしの読書メモ・・ブログ 689

・松波めぐみ『「社会モデルで考える」ためのレッスン——障害者差別解消法と合理的配慮の理解と活用のために』生活書院 2024

松波さんのこの本は、「社会モデル」の意義を宣揚し、それを広めていくというところで書かれています。「社会モデル」を運動的観点から取り上げた貴重な資料になっています。わたしも一時、「社会モデル」の考え方を広めようとしていました。で、本（三村洋明『反障害原論——障害概念のパラダイム転換のために——』世界書院 2010）を出したとき、まさに「社会モデル」の意味で、「反障害」というタイトルをつけました。

松波さんのこの本の中で、「医学モデルから社会モデルへのパラダイム転換」という概念が出てきます。これも意義のある展開になっています。ただ、「パラダイム転換」という言葉をどう使っているかということで、いろいろな使い方があるのですが、ゲシュタルト心理学の「反転」的意味では、「障害者が障害をもっている」（厳密にいうと「障害者」が「障害」をもっている）というところから「社会が障害をもっている」（厳密にいうと、「社会」が障害をもっている）というまさに反転です。そういう意味では、パラダイム転換といえなくもないのですが、そもそもイギリス障害学の第二世代の第一世代への批判、「第一世代の「社会モデル」は、「社会が障害をもっている」というけれど、障害者個人が抱えている苦悩をとらえていない」（わたしの要約です）ということに答え切れていない中で、イギリス障害学第一世代の突き出した「社会モデル」が混乱的情况の中で（註1）、当時WHOの障害規定ICIDHの改定作業の中でとりあげられず、アメリカ障害学の「障害」概念が採用されました（これには、アメリカとイギリスの力関係、またどちらの「社会モ

デル」が、現在社会——資本主義社会にとって適合的な論理であるかというところで、アメリカ障害学の「社会モデル」が受け入れられたのですが)。それは、「障害者」という言葉が、イギリス障害学の *disabled people* でなく、アメリカ障害学の *persons with disability* という言葉が採用されたことに端的に表れています。直訳すると「障害をもつ人々」となります。まさに従来の医学モデルです。また、「個人」と「環境」(註2)という対立項において「相互浸透」(註3)という概念が採用されました。松波さんの指摘ではそれはアメリカ障害学のとらえ方だということです(註4)。それで、個人と環境なり社会の関係をどう押さえるのかというと、それが曖昧になっています。それで、どうなったかということ、松波さんは「改定障害者基本法」に「社会モデル」の概念が織り込まれたとしているのですが、わたしは「社会モデル」ということを言い、「障壁」という言葉を織り込んだけれど、結局「障害」という言葉をどう使っているかということ、従来の医学モデルの意味でしか使っていないのです。松波さんの言う意味でも、パラダイム転換になっていないのです。そもそもICIDHにだって、「社会的不利」という概念で、「社会モデル」的な内容はもっていないではなく、結局、何が変わったのだろうかという思いがあります。ひとつは、「合理的配慮」ということで、しかも「差別解消法」の改定作業の中で、努力義務から義務へとなり、一定の有効性をもってきているということがあります。ですが、そもそも原語の *reasonable accommodation* の翻訳の問題もあり、そのことを暗に松波さんは「正統な理由のある調整」と訳されていますが、法的条文では、「恩恵としての福祉」に落としこめる「配慮」という言葉を使い続けていますし、「合理的」という言葉には、「制限」する機能がついて回り、新自由主義的福祉の切り捨てにつながる「合理化」概念がついてまわります。それは、「中途障害者」である「高齢者福祉」で介護事業会社が潰れていく事態を引き起こしています。法整備で理念を謳っても、現実に福祉をになうひとが居なくなつては意味がないのです。

さて、パラダイム転換という概念自体からのとらえ返しを指摘しておきます。

この言葉は、クーンが、コペルニクスやガリレオガリレイが天動説から地動説への転換を果たしたことを、コペルニクスの転換ともいわれることにあらわされる「基本的認識の枠組み」の転換を指摘し、広めた言葉です。まさに、これは反転とも言えることです。で、それは天文学のみならず、哲学的には中世のキリスト教的世界観から、デカルトなどの近代知と言われる哲学にも及んでいます。それは有機的統一態から要素還元主義的な実体主義的な世界観への転換となっています。そして、そのような転換は、中世的世界観から近代的世界観だけでなく、近代的世界観から現代的世界観への転換にも顕れています。その端的な例とされるのが、ニュートン力学から量子力学への転換です。それは哲学的には要素還元主義的な実体主義的な世界観から関係主義的な世界観への転換となっていくのです。で、その近代から現代へのパラダイム転換(註5)というところから、「社会モデル」をとらえると、「社会が障害をもっている」と表現するのは、「社会」を実体主義的にとらえていると指摘できます。そこから、更に実体主義にからめとられる「社会」ではなくて、「関係性の総体」と関係主義的に押さえることが必要になる、となります。このあたりは、パラダイム転換を主張する廣松渉さんが、関係という網の結節態的にあらわれる網の目として「個人」をとらえる、網の目は網から離れて存在するわけではない、という押さえ方

をしています。まさに従来の医学モデルが、「障害者が障害をもっている」としたのに対してイギリス障害学の「社会が障害をもっている」というのは、実体が属性をもっているという「実体一属性」という実体主義に陥っていると批判されることになります。

そこで関係主義的などころへの転換することによって、パラダイム転換を押さえるということになります。わたしが宣揚する関係論モデルの障害概念です。このパラダイム転換概念から、「社会モデル」をとらえると、物理学のニュートン力学から量子力学へのパラダイム転換と言われることの過程に、マッハの力学・哲学があり、アインシュタインの相対性理論があったとされることに類比されます。「社会モデル」は医学モデルから関係モデルへ転換する過渡の理論として位置づけられるのです。

関係モデルの考え方について、説明します。ゲシュタルト心理学に、「地」から「図」が浮かび上がるという概念があります。ここで「地」というのは、後に意識されることで、先にあるわけではないのです。直截には「図」が意識化され、後に「地」が意識化されず、「地」が関係態としてとらえられます。関係態のなかから「図」が浮かび上がるのです。で、医学モデル的「障害」がなぜ、「障害者」と規定されるひとがもっているものとして顕れるのか、ということのとらえ返しが必要になります。そもそも近代以前から、「障害者」が個別「障害」的に名付けられることがありました。今は差別語として使われなくなった、意味不明になるのであえて書きますが、「おし」「つんぼ」「めくら」「いざり」、総体的用語としては「不具」という語が後からでてきたのでしょうか？（文献的検証はしないまま先を急ぎます）。で、生産性が低いとか、搾取・収奪が苛酷な社会では、生まれた時に殺されるということもあったようなのですが、生きのびて、それなりに共同体の中で役割を担い、生きて来た歴史もあります。それが、資本主義社会になって、「障害者」という概念が出てきたのではないのでしょうか？ 「ケガレ」という概念で、反転して「障害者」が巫女やシャーマンとして反転して持ち上げられることも出ています。「障害児」殺しが、以前からあったとしても、ちょっと様相がちがっていたのではと指摘できます。さて、いろんな様相があり、その分析をしていかななくてはならないのですが、「障害者」概念が今の社会で拡がり固定化されていったことには、ある言葉で表し得ます。「標準的人間像」ということです。資本主義的生産様式は、機械制工場労働ということで広がりを持っていきました。そこで、ここで資本主義社会の分析を最も根源的になしたマルクス（註6）の『資本論』のなかに、「標準的人間労働」という概念があり、そこからこの社会の差別の論理を押さえることができるのです。この概念で、そこから外れることが、工場労働で協働することが「できない」として異化し、「障害」と浮かび上がり、それが「障害者」が持っているとして異化するのです。それがゲシュタルト心理学の「図」—「地」関係として示し得ます。その「図」として浮かび上がるのは、そもそもそれがどうして「できない」といけないのか、ひとりでできないといけないのか、「標準労働力」なるものがどうして設定されたのか、それは公教育の問題もからんできます。「標準的労働力」力になるために、公教育で労働力に生産・再生産することを遂行する中で、「標準的労働力」という個人に内自化（註7）された一物象化された言いも生まれていくのです。

もうひとつ、松波さんの論攷の中で、分からないことが出てきます。差別する側の立場にいるひとを「特権をもっている」というとらえ方が、よく判りません。これは、ひとつ

の被差別事項での被差別当事者と非当事者の問題ですが、二項対立的にはなりません。およそ、被差別事項をひとつももっていない（何らかのスティグマやコンプレックスをもっていない）ひとはいません。で、もしももっていないひがいるとしたら、他者の被差別の痛みを理解し得ないところで、孤立するというコンプレックスをもつことになります。そもそも、権利なり、人権という概念が法的なキー概念になってしまっているというところで、いろいろ問題がおきてきます。人権ということは、「天賦人権思想」からきていて、キリスト教文化圏からきています。そして、「帝国主義」の侵略の植民と支配が、資本とキリスト教と人権思想ということの輸出で時には武力を伴って、またそれを背景にしてなされてきた歴史を押さえるなら、そもそも人権思想自体をきちんととらえかえす必要があります。実際に人権概念は、「差別のない関係の物象化された概念」として、しかも法的拘束力をもっているのです。反差別というところで使えるとされてきたのですが、現実には、人権を守るためにと称して、戦争という最大の「人権侵害」をしかけてきた歴史さえあります。

(註8)

また、自民党の片山さつき参議院議員は「人権は架空の概念だ」という話をしています。そもそも神の与えたもうた平等の思想ということで、キリスト教的神がそもそも、非キリスト教圏では信じられない架空の話になります。それに人権思想では差別を総体的に扱えません。資本主義社会の生産力の所有からの排除（ここから来る資産の格差）や「労働能力」による差別も人権という概念でとらえられなくなります。だから人権概念を使うことの危うさがあるのです。だから、法律用語として使うことがあっても、反差別の論展開としては直截に、反差別という詞を使っていくことではないかと思うのです。

何か「ないものねだり」でごちゃごちゃ書いてしまいました。むしろこの本は現実的にある法や条約をどう使って現実をよりより方向に変えていくかという実践的な本としてきわめて判り易く、実践的な本です。そして、著者が活動していくきっかけやその経歴を書き書いて、いろいろの思いのつまった本になっています。

全体の構成をとらえるために目次を挙げておきます。

目次

はじめに

PART 1 「社会モデルで考える」ためのレッスン

レッスン1 「特権」をもつ側であること

レッスン2 情報のバリアを放置してきた社会に気づく

レッスン3 「対話」はなぜ大事で、どんな時に難しいのか

レッスン4 文化的障壁（社会の慣行、価値観などのバリア）を考える

レッスン5 学びの場と合理的配慮①——学ぶ権利を保障する

レッスン6 学びの場と合理的配慮②——障害のある先生

レッスン7 研修、啓発のあり方を考える

レッスン8 複合差別を考える——幾重にも「マジョリティ中心」の社会の中で

レッスン9 社会モデルは障害のことだけじゃない

レッスン10 障害者バッシング

- レッスン11 相模原障害者殺傷事件の後で
- レッスン12 「うしろめたさ」とつきあう
- PART 2 「社会モデル」にまつわる個人史から
- レッスン1 最初の出会い
- レッスン2 なぜ人権教育に興味をもって進学したか
- レッスン3 どうやって「社会モデル」を知り、納得したか
- レッスン4 なぜ二〇〇六年夏に権利条約ができるところを見に行ったのか
- レッスン5 なぜ「条例づくり」に興味を持ったのか（二〇〇八年秋の転機）
- レッスン6 条例づくり運動で何を学んだのか
- レッスン7 なぜ「社会モデルの普及」がライフワークになったのか（二〇一四年～）
——障害者差別解消法のことを書いたり話したりする日々の中で
- レッスン8 そして今——改正障害者差別解消法の施行も踏まえて

初出一覧

おわりに

さて、いつものように備忘録的にことばの切り抜きのメモを残して置きます。運動と関わり続ける中で生まれたすてきな文があり、また少しわたしが疑問に思ったことも指摘しておきます。

「……………「配慮」という日本語について「思いやり」というイメージに引っ張られてしまうのだろうか、……………」23-4P……………「合理的配慮」という訳語自体を批判することではないでしょうか？ 実際、「正統な意義ある調整」155Pと出しています。「配慮」という語は、「恩恵としての福祉」というところからめとられる概念なのです。

（注15）「学生に特権の話をしたら、実際こういうふうを書いてこられることがある。こういう「健康でよかった」というと感情は、思いやりの感情は喚起するかもしれないが、障害のある人の「見下し、あわれみ」と紙一重だ。悪意はなくても、「障害」と「不幸」を直結させる優生思想的な考え方であり、「社会モデル」とは相容れない。」33P

「しかし、「障害の医学モデルから社会モデルへ」のパラダイム転換にしても、……………」45P——（注7）「医学モデルから社会モデルへの転換」については、レッスン9（一六六ページ）か、PART 2（二二八～二三二ページ）あたりを参照。」56P

「一つの鍵は、「これまで（歴史的、構造的に）権利を奪われてきた」への想像力をもてるかどうかではないか……………」54P……………「権利論」にいくとよけい分からなくなります。「生きる為の条件を非対象的に奪われてきた」として押さえる必要。

「相手のことがわからないのは当然。ごちなくていいし、うまくいかないかもしれないけど、まずは対話しよう」とは教えられてこなかった。」68P

「……………なお、世間では「心のバリア」という語もよく使われているが、社会モデルの視点のないまま、「思いやり」のニュアンスで使われがちなので私は使わない。」95P

（冒頭のタイトルの見出し）「魔法の杖」でなく、「対話を始める合図」として」96P

タブレットでの撮影の話100P——そもそも板書しなくてもいいようにレジメを出すというようになっていくのでは……………

「この問いへの私の結論は、「障害者の権利(人権)」への理解である、というものだ。……」
125P・・・人権概念を出すと余計分からなくなる、差別の禁止ということになるのでは・・・。

(項のタイトル)「理解」はらせん状に」127P——「・・・・・・出会うことなしの「理解」には限界がある。だが、「出会いさえすれば理解できる」などという甘いものでもない。一度きり、ステレオタイプを確認するだけの出会いなら、ないほうがいいのかもかもしれないとさえ思う。／出会いつつ、特性を知りつつ、権利を学びつつ……。いろんな学びが少しずつ積み重なって、はじめて少しだけ「理解」に近づくのだろう。少なくとも、「理解いっちょあがり」などということはないのだと肝に銘じている。」128P

「感動ポルノ」138P——(注5)「二〇二三年前期にお呼びしたゲスト(車いすユーザー)は、講義の最後に「お願いだから、『がんばっている』とか、『感動した』とか書かないでください。仕事で来ただけです」と釘を刺した。私は痛快だったが、それだけ本人はそういう「感想」にうんざりしているということだろう。」140P・・・この「仕事」は社会の中の役割分掌ということ。

(注1)「自治体によって、「障害、障がい、障碍」の表記はさまざまである。「どれが正しいのか」と質問を頻繁に受けるが、私は「障害の社会モデル」の考え方から、「社会が作っている障壁」の意味で「障害」を使い続けている。「障害」という語のネガティブな含意は、個人ではなく、健常者中心の社会に原因がある。」139P

「実は「合理的配慮」という語のルーツは障害者問題とは別のところにある。この語が一九九〇年にアメリカ障害者差別禁止法(ADA法)に入る前に、公民権法(一九六四年～)の改正があった。具体的にどんな背景があったかという点、宗教的に少数者であるユダヤ教徒には戒律で「安息日」があるが、そのことが働く上で不利にならないように、という要請があった。マイノリティが自らの宗教の教義を実践することで仕事をクビになることがあってはならない。そのための「調整」の必要が認められ、それを「合理的配慮」(正当な理由のある調整 reasonable accommodation)と呼んだのである。それが障害者にも適用されるようになったのがADA法だ。」155P・・・なぜ、「合理的配慮」という訳がおかしいと言わないのでしょうか？

「マジョリティを前提にした社会であるからこそ、マイノリティの権利をとりもどすために合理的配慮が必要になる。」156P・・・「マジョリティを前提にした社会」などそれ自体が許されないと思うのですが。それと同様に「本来の人間」とか、「本来もっている権利」とか、「本来」という概念がおかしいのです。

(性の多様性(ダイバーシティ)について)「「多数者＝フツウ？」と「少数者」がきれいに二つに分かれるわけではなく、現実にはグラデーションだ。少数者のことを理解しましょう、と言われがちだが、多数者こそ勘違いしていて、自らの性に向き合えていなかったりする。」162-3P

「性の多様性とは、「めざすもの」ではない。今ここにいる子どもたち、先生たちの中にある、「現実」そのものであるはずだ。」164P

「性同一性障害」——「LGBTQR」の併記 165P→(注5)「性同一性障害」という表記の問題性の指摘 171P

「運動の中でうまれた「まちに慣れる。まちが慣れる」という味わい深い言葉を思い出す。」

200P——（注8）「牧口一二さんの言葉」・・・「まちが慣れる」は社会モデル的考え方
（項のタイトル）「わきあがる「うしろめたさ」」 207P

「「障害の社会モデル」の考え方、「Nothing about us,without us!（私たち抜きで私たちのことを決めないで）」というスローガンのもとで障害者権利条約がつくられてきたこと・・・・・・・・」 210P

「「うしろめたさ」は厄介な感情だが、人が一步を踏み出すことを後押しもする。一步踏み出す先が、より公平な社会へとつながっていくことを願って、私は種まきが続けたい。」 216P

「「うしろめたさ」と「居心地の悪さ」は重なるけれど全く同じでもない気がする。」 216P

「「自分は自分でいい」」 226P

「基本法は、障害分野のいろんな法律をまとめる「憲法」のようなもの。そこに始めて「社会モデル」の考え方が入った。障害者の定義自体を「社会モデル」にすることによって、難病、発達障害、高次脳機能障害などが障害者として具体的に追加された。」 257P——（注84）「「障害」の定義が変更され、「社会的障壁」との関係で」という文言が入った。」（注85）「障害者基本法の改正では、「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害者の定義が見直された（2条1号）・・・・・・・・」 298P・・・実際は冒頭に書いたように、「社会モデル」の「障害」は「障壁」という言葉に表されているだけで、他は医学モデルでしかなく、「障害」概念の拡張は医学モデルの拡張でしかないのでは？

「「てんかん患者」の「精神障害者と一緒にされたくない」という偏見」 259P——「異なる団体が一緒に活動していった理由」 259P——「ひとことと言えば「権利条約があったから」ですね。」 259P

（京都の「条例づくり」最初）「三五人の委員の中で女性はたった二人だけ、特に「障害のある女性」はゼロだったのです。」 261P

（項のタイトル）「「障害女性への複合差別」を条例に！ という運動（二〇一三～一五年）」 264P

「障害者差別についての自治体の条例としては全国で一〇番目ですが、「障害のある女性」という字句が入ったものは初めてでした。」 270P

（章のタイトル）「レッスン7 なぜ「社会モデルの普及」がライフワークになったのか（二〇一四年～）」 273P

（改正障害者差別解消法の改正のポイント）「民間事業者も合理的配慮を行うのが、努力義務じゃなくて義務になったこと」 283P・・・「合理的配慮」という概念における制限

「事業者は、自分がこれまで生きてきた環境の中で「いかにバリアを意識せず済んだか」に思いめぐらせてほしい。知らなくて済むのは、PART1のレッスン1のおわりで書いている通り、「特権」です。」 284P・・・冒頭本文でコメント

「「社会モデルは障害のことだけじゃない」と思っていて、領域をこえて差別をなくすことにつながる実践もやっていきたいです。インターセクショナリティ（交差性）という言葉があるけども、障害のある性的マイノリティを含めた「複合差別」の問題に取り組むことも大事だし、「社会モデル的な考え方をもとに横断的な差別禁止法をつくっていく」ことにも興味があります。」 285P

（本文最後の文）「ただほんと、「行ったり来たり」なんですよね。知識も認識もいっぺん

に広がるわけじゃないから、「国連は……」みたいな話をした直後に、何十年も時計の針が戻ったような現実引き合わされる。だからあまり風呂敷を広げず、ぼちぼちと。」286P
(註)

1 松波さんはコリン バーンズ／トム シェイクスピア／ジェフ マーサー『ディスアビリティ・スタディーズ—イギリス障害学概論』明石書店 2004 の訳者のひとりで、このあたりの事情はつかんでいるはずなのですが、この混乱の指摘も、その解決の道筋もしめしていません (註9)。

2 「社会」ではなくなぜ「環境」という概念をもってきたのか、よく分かりません。例えば舗装されていない「自然」的環境が、車いす使用者に障害になるというところで、「社会」だけでない「自然」という環境も障害になるということが考えられます。ただし、「社会化された自然」というところで、そういう「自然」も「社会」の中に含み得ます。そういうところで、一応「社会」という規定をした上で、関係論的に「社会」を実体主義化しない概念として「関係性総体」と押さえ直し、その関係性総体の中の実体主義化されない「個人」という押さえ方になっていきます。

3 そもそも二項対立図式批判は、構築主義でもマルクスの物象化批判の流れでもできているのに、まさに二項対立図式に陥っています (註10)。

4 わたしはアメリカ障害学については、杉野さんの紹介で押さええているだけで、その文献は読めていません。

5 『事的世界観への前哨』序文

それは、認識論的な射影においては従前の「主観—客観」図式に代えて四肢構造の範式となって現われ、存在論的な射影においては、対象界における「実体の第一次性」の了解に代えて「関係の第一次性」の対自化となって現われる。(これは論理の次元でいうならば、同一性を原基的とみる想定に対して差異性を根源的範疇に据えることを意味し、また成素的複合型に対して函数的関連型の構制を立てる存在観となり、因果論的説明原理に対して相作論的記述原理を立てる所以となる。…… (略) ……)

そこにおいては、いわゆる存在論的・認識論的・論理学的諸契機が統一態をなしている。

(廣松渉『事的世界観への前哨—物象化論の認識論的=存在論的位相』勁草書房1975年「序文」ii)

6 「現代社会では乗り越え不可能な思想」と、別な流れの哲学者、サルトルやデリダが提言しているように、マルクスは現代社会の分析に貢献を果たしてきました。逆に言うと、マルクスを棄てると、現代社会の分析ができなくなるのです。

7 ルビンの図形という白黒図形の境界線の内自化で、この実体への属性の内自化を押さええます。黒い杯が浮かび上がるのは、境界線を黒い杯に内自化したとき、白い向かい合った顔を浮かび上がるのは、境界線を白い向かい合った顔の方に内自化させたときです。この反転図形で、例えば、山本おさむさんが、『遙かなる甲子園』というろう学校高等部の野球部が、参加を高野連に参加を認められなかったところから、参加を果たしていくことを描く漫画を描くために、手話サークルに参加し手話を学び、「手話ができないという障害を克服しました」ということを発言していたことに、この反転を示し得ます。

8 これは例えば、日本的侵略において、「人権」概念に比する東洋的「家」概念から、「八

絃一字」という概念で、天皇の赤子というところで平等を装い、大東亜共栄圏形成として第二次世界大戦という戦争にふみこんで、現実の植民地支配の差別的な関係を作り出し、膨大な人殺しをしていった日本の侵略の歴史も押さえることができます。

9 この翻訳本の中で、オリバーが、医学モデルから反転させた社会モデルの概念を突き出しています。コリン バーンズ／トム シェイクスピア／ジェフ マーサー『ディスアビリティ・スタディーズ—イギリス障害学概論』明石書店 2004 47-48P

10 その相互浸透という論理は、エンゲルスの弁証法の三法則の一つを想起させます。ただ、エンゲルスの弁証法の三法則は、弁証法を法則としてとらえ物象化していると批判されることですし、対立物の相互浸透という概念は、各項を実体化していると批判しえます。実は、個人と対置しているのは「関係性の総体」といえることで、それは網の目と網の関係に譬えられます。これ自体が仮言で、網を実体化しないという前提で、ですが。

たわしの読書メモ・・ブログ 690 [廣松ノート] (7)

・廣松渉『存在と意味1—事的世界観の定礎』岩波書店 1982 (8)

第二篇 省察的世界の問題構制

第三章 認識の間主観的妥当性と客観的妥当性

第二節 叙示成態と陳述様相

(この節の問題設定—長い標題)「主語の指示する対象性に述語の表意する規定性を向妥当せしめた成態、すなわち「指示—述定」態を、それが「表出」の前梯的内容たるかぎり、「叙示成態」と呼ぶ。叙示成態は、第一次的には単なる象徴的結合態としての単なる等値化的統一態であって、肯定・否定をはじめとする陳述的措定を含まない。(但し、第二次的・派生的には、肯定的措定・否定的措定の“内自化”によって、叙示成態とその意味内容が積極形・消極形に岐かれる。)——「陳述」は、「主語—述語」成態たる叙示態に関わるいわゆる“情意的”表出の一斑であって、叙示的内容の間主観的対妥当性・帰属性の意識を構造内的契機としつつ、疑問・仮言・定言の別を含み、蓋然性・実然性・確然性、現実性・非現実性、可能性・必然性などの様相をもつ。」 338-9P

第一段落——「叙示成態」と「判断成態」の区別の必要性 339-42P

(この項の問題設定)「叙示成態は——前節の論脈では「施詞措定態」と呼んだ「主語—述語」成態を「表出」機能の前梯的与件として把え返したものであって——原初的・原基的な「コレハA」という形のものもとより、「SハPナリ」「SハPナラズ」という積極性・消極性を内自化された形のものであっても、あくまでその都度における判断的措定の前件として存立する。日常的な言語意識においては「叙示成態」と「判断成態」とが混淆されがちであるが、われわれとしては両者を明確に区別する必要がある。(われわれは行論の便宜上、前章において「判断成態」なるものを先に論じ、「命題的事態」にまで論及したのであったが、事柄としては「叙示成態」のほうが「判断成態」に先立つ。尤も、判断的措定の内自化が生じ、新規の判断措定にとっての前件たる叙示成態が先行的判断措定の媒介的所産である場合が現にあるのであるから、叙示成態の時間的先行性は原基的・原初的な場面に限られるのではあるが。)」 339P

(対話①)「議論の前梯として確認しておけば、叙示成態の内在的契機をなす超文法的・文法的な述語規定性は叙示成態そのものの賓述的規定性ではない。「SハPナリ」つまり「コレハSナリ、SナルコレハPナリ」において、SもPも「SハPナリ(ということ)」の賓述的規定性ではない。「犬ハ動物デアル」は犬でもなければ動物でもない。「犬ハ走ル」や「犬ガ黒イ」は、犬でもなければ、また、走るわけでも黒いわけでもない。——後にもみる通り、事象の内的規定性をなし、従って叙示成態の内在的規定性をなす契機を表わすのと同じ詞が叙示成態についての賓述的規定詞となりうるケースも存在しはするが、それは反省的な述定、メタ・レベルでの述定が、偶々、叙示成態に内在する詞と“同一”の詞でおこなわれるだけで、叙示成態の構成契機となっている詞がそのまま叙示成態についての賓述的規定をおこなうわけではないのである。——叙示成態はSの規定性によってもPの規定性によっても賓述的に規定されない固有の成態である。」 339-40P

(対話②)「偕、叙示成態に“累加”される陳述的表出を見定めるためにも、叙示成態そのものの劃定に資する作業から始めよう。——「コレハ何々ダ」「コレハ然々スル」「コレハ斯々シイ」という言明は、単なる超文法的賓述とか以上のものを含意する。例えば、「コレハ吠エル」と言明するとき、“怖い”“腹立たしい”とか“可愛らしい”とかいう感情価を伴っており、さらには“気をつけろ”というような行動喚起的な意義を帯びているのが普通であろう。主語対象性に述語規定性を向妥当せしめただけの叙示成態というのは現実の言明から「表出機能」や「喚起機能」を捨象し、従って「表出的意味」や「喚起の意味」を捨象した反省的な措定態なのである。われわれは、爰では表出機能に関しては陳述という契機に限ってとりあげ取り上げ、喚起機能に関しては一切立ち入らないことにするが、「指示—述定」成態としての叙示成態なるものが、現実的言明のもつ四重の機能のうち二者だけを抽離した抽象的指定態であるということが銘記されねばならない。——叙示成態は、狭義の感情価やシグナル価を捨象されているだけでなく、陳述価をも捨象されている。例えば、「コレハ吠エル」という叙示態は、断言的な言表であるかのように受け取られかねないが、「コレハ吠エルか?」「コレハ吠エルなら」「コレハ吠エルのだ」といった「疑問」「仮言」「定言」の“共通成分”をなしている。現実の言明においては、感情価に関わる表出機能やシグナル価に関わる喚起機能はもとより、陳述価に関わる機能も声調とか抑揚とかによって示差が表されており、機械的に“共通成分”を云々することは慥かに問題ではあるが、しかしともあれ、叙示成態なるものは「疑問」「仮言」「定言」といった陳述価を捨象して立てられた抽象的措定態なのである。叙示成態は、疑問価・仮言価・定言価がしかるべき仕方でそれに“累加”されることによって、疑問・仮言・定言の陳述となって現成する。叙示成態は、例えば、「犬ハ吠エル」というような形で標記すると、恰かも定言であるかのように、しかも発話者本人自身に積極的に帰属するかのように錯認されかねないが、それ自身としては、疑問・仮言・定言以前の的であり、積極的に人稱的には帰属しない。(叙示成態のそれ自身としての没人称帰属性は、人稱的帰属以前の的であるケースと、肯定的・否定的措定という人稱的帰属化の体験を経つつ、脱人稱帰属化を蒙ったケースとの双方を含みうる。そして、後者のケースに俟って、叙示成態には積極形のものと消極形のものが存立する。すなわち、叙示成態のうちには肯定性・否定性が“内自化”されているものもありうる。)」 340-1P

(対話③)「叙示成態という没人称化されている成態、「コレハ何々デア(デナイ)」「コレハ然々スル(シナイ)」「コレハ斯々シイ(シクナイ)」、一般に「SハPナリ(ナラズ)」の人称帰属化があらためて問題化する場面で「疑問」「仮言」「定言」の陳述価が岐かれる。——一般的懷疑は「疑問」とは別であって、これについては後述するが、さしあたり「疑問」としての疑問、肯否を問う質問に関して言えば、これは当該の叙示成態＝施詞措定態が積極形であれ消極形であれ、質問の相手たる誰か(必ずしも具体的個人とは限らない)に対妥当するかどうか、すなわち、自分によって仮りに“主張”される言明内容が相手にとって肯定的＝帰属的であるかそれとも否定的＝不帰属的であるか、応答を求めるものにほかならない。「仮言」すなわち「もし……ならば」というのは、当該の叙示成態が、具体的人称者であれ、不定的人称者であれ、ともあれ没人称的帰属の相から誰かしら(自分としての自分自身以外の或者)に帰属化される態勢にほかならない。(先に遺した一般的懷疑なるものは真・偽の問題を論考する場面まで持越さざるをえないとはいえ、ここで取り敢えず一言しておけば、一般的懷疑とは仮言的帰属化そのことすら懷疑的であることの謂いである)。「定言」とは「SハPナリ」という積極形であれ「SハPナラズ」という消極形であれ、当該叙示成態が自分に帰属的であることの表明であって、「まさしく！ SハPナリ！」ないし「まさしく！ SハPナラズ！」という態度の表明なのである。(叙示態という没人称的帰属態を前件の与件としておこなわれる「肯定的措定・否定的措定」であるにしても、そしてそのため肯定的・否定的な判断措定は対他者的な間主観的な場面での態度決定ではなくして対境的与件に対する直接的な態度決定であるかのように思念され易いが、「肯定的定言・否定的定言」は、一たん人称帰属的であった陳述が脱人称的帰属化された叙示成態を前件的与件とするものであって、人称帰属性的な他者の主張に対する態度決定に媒介されているし、間接的にはあくまで他者の提題に対する承認・拒斥である。その点、人称的帰属以前の原初的・原基的な叙示成態に対しての定言は、対他者的には即自的な肯定的判断であると言えるにしても、当人自身に即すればただか積極的な定言的陳述としか言えない。前節の末尾に誌したありうべき疑義に應える含みで、以上の点を茲で銘記しておこう。)」341・2P

(対話④)「尚、「選言」についてここで一言しておかねばなるまい。「定言」や「仮言」という陳述価がある以上、「選言」という陳述価もあるかのように思えるかもしれない。しかしながら、「選言的疑問」「選言的仮言」「選言的定言」は存在するが、選言という固有の陳述価は存在しない。選言それ自身は陳述とは別次元の事柄なのである。そして、選言的疑問・選言的仮言・選言的定言は、それぞれ疑問・仮言・定言の陳述価で人称的に帰属化される。」

342P

第二段落——陳述価のそれぞれは陳述様相をも持つ——蓋然・実然・確然の陳述様相を持ちうる 342・3P

(この項の問題設定)「陳述価のそれぞれは陳述様相をも持つ。同一の叙示成態を共通の“構成成分”としつつ、疑問・仮言・定言の陳述価が岐かれるだけでなく、さらには、疑問・仮言・定言のそれぞれが相異った陳述様相を持ちうるのである。例えば、「コレハ犬デア」という叙示態を“共通な構成成分”として、「コレハ犬デアかもしれない」という蓋然、「コレハ犬デアこのとおりに」という実然、「コレハ犬デアにちがいない」という確然、こ

これらの陳述様相が岐かれる。疑問も仮言も定言も齊しくこれらの陳述様相をもちうることは見易いところである。「SハPデアルかもしれないか?」「SはこのとおりにPデアルか?」「SハPデアルにちがいないか?」——「SハPデアルかもしれないなら」「SはこのとおりにPデアルなら」「SハPデアルにちがいないなら」——「SハPデアルかもしれないのだ」「SはこのとおりにPデアル」のだ」「SハPデアルにちがいないのだ」——このように、疑問・仮言・定言のそれぞれが蓋然・実然・確然の陳述様相をもちうる。」342-3P (対話①)「右には敢て「かもしれない」「このとおりに」「にちがいない」という形で標記したが、日常的言語活動においては、蓋然・実然・確然という陳述様相の区別は、大抵の場合、声調や抑揚などによって表出されるのが実情であろう。そして、陳述様相とは、SハPナリ(ナラズ)と述定するさいの確信の度合に応ずるものにすぎないかのように思われがちである。なるほど、陳述様相は叙示成態の帰属化される当事者の“主観的”な確信の度合と密接に関連してはいる。がしかし、当の確信を支える媒介的な構制が問題である。事情を見易くする一具として、「SハPデアルことは蓋然的(「ありそう」のルビ)である」「SハPデアルことは実然的(「このとおりに」のルビ)である」「SハPデアルことは確然的(「かくじつ」のルビ)である」という方式で標記してみよう。「SハPデアルことは可能的である」「現実的である」「必然的である」と書き換えることも事によっては許されよう。尤も、蓋然性・実然性・確然性と可能性・現実性・必然性とを単純に等値するわけにはいかないし、陳述様相については、知覚現場的に判断する場合と概念思想的に判断する場合とを一応分けて考えなければならない。」343P

(対話②)「われわれは前章三節の論脈中で次のように註記しておいた。——同じく「SハPナリ(ナラズ)」と標記される成態であっても、Sが知覚現場的に、具体的な“個体的”対象たる被示の意味を指称している場合と、Sが概念思想的に「Sというもの」という被指の意味を指称しているにすぎない場合とを明確に区別する必要がある。前者の場合、Sと呼ばれる具体的な“個体的”対象が、単一であれ若干であれ全てであれ、(1)何々デアル(デナイ)、(2)然々スル(シナイ)、(3)斯々シイ(シクナイ)という具体的な(1)事実、(2)事件、(3)事況(われわれは事実・事件・事況を総称して「事象」と呼ぶ)を表わすのに対して、後者の場合、「或ル」と限定されるにせよ「凡ソ」であるにせよ、ともかく「SというものはPである(でない)」という事態を表わす云々。——叙示成態が“主語”の位置に立って、「SハPナリ(ナラズ)ハ蓋然的・実然的・確然的デアル(デナイ)」ないし「SハPナリ(ナラズ)ハ可能性・現実性・必然性ガアル(ナイ)」という述定を受けるべく、何事かを指示するさい、言語標記的には同じでも、「SハPナリ(ナラズ)」という事象を示す場合と、「SハPナリ(ナラズ)」という事態を指す場合とが岐かれる。前者すなわち事象は叙示成態のレアルな被示の意味、後者すなわち事態は叙示成態のイデアールな被指の意味として述定の对象的与件をなす。」

343-4P

(対話③)「知覚現場的に「SハPナリ(ナラズ)」と陳述される場合、Pナリ(ナラズ)は、それが総合判断的述定であるとき、実然的や確然的あるとはかぎらず、蓋然的でもありうる。が、ともあれ、Sで指示されるフェノメナルな对象的与件が一定の時と所に現前すること、P(非P)として述定として述定される对象的与件Sが一定の時と所にフェノメナルに現前すること、その意味で、当の事象が現実的であることが陳述されている。Sが果たして真

にPデアルかどうかの確信度はさまざまでも、SハPナリ(ナラズ)で指示されている被示的事象が現実的にアル(ナイ)こと、現実的デアルことは確知・確言されている。議論の焦点を見え易くするには、Pナリの真理性をめぐる認識様相は蓋然的・実然的・確然的に岐れなくても、Sアリの存在様相は現実的であるとして確言されている、という言い方もできよう。」

344P

(小さなポイントの但し書き)「ここにあつては、「SハPナリ」が現実的にある以上は「SハPナラズ」があることは事実的に不可能であり、また、「SハPナラズ」が現実的にある以上は「SハPナリ」があることは事実的に不可能であつて、「その反対が不可能であること」という伝統的な「必然性」の定義にもとづいて、「SハPナリ(ナラズ)」が現実的であるとき「SハPナラズ(ナリ)」は事実的に必然的である、と言えるであろうか？ 否である。一概には言えない。Pナリの認識様相とSアリの存在様相とは一応別事であるとはいへ、Pナリ(ナラズ)の認識様相に蓋然性が含まれているため、「SハPナリ(ナラズ)」の現実には一般には「SハPナラズ(ナリ)」の事実的可能性が含まれているのである。「Pナリ(ナラズ)」の認識様相が実然的ないし確然的である場合にかぎって「SハPナリ(ナラズ)」が現実的であるときに「SハPナラズ(ナリ)」が事実必然的であるにすぎない。」 344-5P

(対話④)「右には、Pナリという述定が知覚現場的でしかも総合判断的である場合について述べたのであつたが、知覚現場的な判断的陳述でしかもPナリという述定が分析判断的である場合はどうか。ここでもSアリという存在様相はもとより現実的である。そして、Pナリという述定的陳述の様相は論理必然的である。従つて、「SハPナリ」という事象は、この場合、Pナリの認識様相の如何を問わず、現実的であり、且つ、論理的に必然的である。ところで、知覚現場を離れつつも依然として被示的事象が問題である場合、「SハPナリ(ナラズ)」は、別の時と所に関しては何ら必然的な規定を受けないかぎりでは、可能的である。——これを要言するに、知覚現場を離れて被示的事象が問題である場合には、「SハPナリ(ナラズ)」は、認識様相の如何にかかわりなく、存在様相上現実的で且つ論理的に可能であり、知覚現場的な分析的判断の場合には、「SハPナリ(ナラズ)」は論理必然的である。知覚現場的な総合判断の場合には、「SハPナリ(ナラズ)」は、現実的であるとはいへ、Pナリ(ナラズ)という述定的陳述に関して蓋然的・実然的・確然的の様相が岐かれる。」

345P

(対話⑤)「概念思想的に「SハPナリ(ナラズ)」と陳述される場合、疑問的であれ仮言的であれ定言的であれ、「SハPナリ(ナラズ)」という事態は「SなるものハPナリ(ナラズ)というコト」という時と所を“超越”したイデアールな形象であるから、およそ現実的ではない。(但し、事態の非現実性というのは妄念のたぐいの謂いではなく、あくまで、時と所の一定したレアルな事象性をそれ自身では持たないというだけの謂いである。叙示成態の被指的意味たる事態は、それ自身としては、イルレアル・イデアールな存在性格を呈するといへ、一定の被示的意味＝事象に“受肉”した相で“現実化”する可能性を有つており、その意味で、可能的な存在であると言える。)」 345-6P

(対話⑥)「概念思想的な場面での「SハPナリ(ナラズ)」は、存在様相のうえでは非現実的・可能的でありつつ、Pナリ(ナラズ)という述定が総合判断的である場合、蓋然的・実然的・確然的の陳述様相に岐かれる。概念Sが概念Pの上位概念であるとき、「SハPナリ(ナラ

ズ)は、存在様相のうえでは非現実的であっても、認識様相の如何を問わず、論理的には可能である。また、Pナリ(ナラズ)という述定が分析的判断である場合、「SハPナリ(ナラズ)」という陳述は、認識様相にかかわらず、論理必然的である。SとPとが離接の明確(「ディスジャンクティヴ」のルビ)な同位概念である場合には、「SハPナラズ」という陳述は論理必然的である。——これを要言するに、概念思想的に「SハPナリ(ナラズ)」と陳述されるさい、SとPとが同位概念である場合、「SハPナラズ」が必然性の様相で、SがPの上位概念である場合、「SハPナリ(ナラズ)」が可能性の様相で、それぞれ陳述される。そしてPナリ(ナラズ)という述定が分析的判断である場合、「SハPナリ(ナラズ)」が必然性の様相で陳述され、Pナリ(ナラズ)という述定が総合的判断である場合、「SハPナリ(ナラズ)」は存在様相のうえでは非現実的でありつつ、陳述様相が蓋然的・実然的・確然的に岐かれる。」 346P

第三段落——陳述様相は存在様相・認識様相・論理様相の三契機を含む 346-53P

(この項の問題設定)「われわれは、以上、「SハPナリ(ナラズ)」の存在様相を、Sアリの認定に関わる存在様相、Pナリ(ナラズ)の述定に関わる認識様相、SハPナリ(ナラズ)の判断に関わる論理様相、これら三つの契機の交錯に即して論じてきた。陳述様相は、その諸契機が明示的に言表されるかいは別にして、存在様相・認識様相・論理様相の三契機を含むのである。」 346P

(対話①——様相論の一端の展開)「ところで、存在様相・認識様相・論理様相とはそれぞれ何であり、また、それぞれが如何なる秩序体系をなすのか。様相論について最終的に論議するためには、第三卷第一篇の「学理的世界の存立構造」を俟たねばならないのであるが、当面の行論にとって必要なかぎり、様相論の一端を茲で述べておこう。」 347P

(対話②——認識様相)「順序を素(「みだ」のルビ)すようであるが、認識様相から始めたいと念う。茲で認識様相と呼ぶのは蓋然的・実然的・確然的の謂いであって、一般には判断的措定の確信度を表わすものと思われる。——われわれは嚮に、蓋然的判断(*problematish Urteil*)、実然的判断(*assertorisches U.*)、確然的判断(*apodiktisches U.*)を「SハPデアルかもしれない」「SハPデアルこのとおりに」「SハPデアルにちがいない」という表現でそれぞれ標記した。(これを英語で言えば *S may be P*, *S is P*, *S must be P* と標記することができよう。)」 347P

(対話③)「実然的判断(*assertorisches, assertive*)といい、「このとおりに」といえば、日常用語ではかなり強い確信を表わすように思えるし、現に *S may be P* で *S is P*, *S must be P* を表意する場合もあるであろう。われわれとしては、しかし、様相論の通説的理解に随って、実然的判断というものは別段“確信”らしい確信を表わすものではなく、確実性の意識に関しては“中立的”“無記的”であるものとして処理することにしよう。このように処理するとき、蓋然的判断は *S must be P* という措定に関する不確実性の意識を表出し、確然的判断は *S must be P* という措定に関する確実性の意識を表出するものとされる。」 347P

(小さなポイントの但し書き)「(通説的理解に随ってこのように処理するとき、実然的と確然的との区別をどうつけるか、どの程度で線を引くかという困難を回避できるが、日常的判断意識とのあいだに若干の乖離を生ずるといふ点は措くとしても、実然性が判断的措定の確信度に関して“中立的”“無記的”であるとすれば、実然性を一つの様相として挙げる

こと自身に疑義を生じかねない。すなわち、判断様相は蓋然性と確然性ととの二つだけで済むのではないかという考えが登場しうる。実際、われわれの立場にとっては、認識様相を蓋然と確然の二つだけに限ったとしても特に不都合は生じない。がしかし、ここでは通説的な理解に沿う形で議論を進めよう。)」 347-8P

(対話④)「判断的認識様相は、判断的措定に関する確信の度合、ないし、確実性・不確実性の意識を表出するものと“通説”では謂われるが、確信的意識の内実は何であるのか。それはさしあたり一定の心理的状态であるには違いない。とはいえ、それは認識論的には、単なる心理的状态以上の或るものである。謂う所の“確信”は、当該判断“真理性”いわゆる“客観的妥当性”の価値評価・価値判断(Beurteilung)に関わるものであろう。ここにおいて、真理性の価値判断とは何かという問題に直面する次第であるが、この問題は次節の主題であるので、ここでは判断的認識様相とは当該判断の真理性に関わる確実性・不確実性の覚識を表出するものであるということ、この点を銘記するにとどめて議論を一たん先に進めることにしよう。」 348P

(対話⑤)「様相の整序はいずれにしても厄介であり、定説と呼べるものは存在しないにしても、さしあたり、蓋然性・実然性・確然性を拠点にして様相を配位するのが常套的手法である。われわれもとりあえず常套的手法に随ってみよう。——「SハPナリ」が蓋然的であるとすれば、「SハPナリ」ガアルこと、ないし「SハPナリ」デアルこと、これが可能的であるとして、蓋然性と可能性とが対応づけられる。「SハPナリ」が実然的であるとすれば、「SハPナリ」が現実的にアル、ないし、現実的に「SハPナリ」デアル、として、実然性と現実性とか対応づけられる。そして、「SハPナリ」が確然的であれば、「SハPナリ」ガアルこと、ないし、「SハPナリ」デアルことが必然的であるとして、確然性と必然性とが対応づけられる。——このようにして、可能性・現実性・必然性が定位されると、今度は、それぞれの否定的相関者として不可能性・非現実性・偶然性が立てられる。「可能性—不可能性」「現実性—非現実性」「必然性—偶然性」の組が、今や総じて「蓋然性」「実然性」「確然性」と対応づけられるわけである。」 348P

(対話⑥)「右の整序には、しかし、早速に問題が生ずる。第一に、必然性の否定的相関者は果たして偶然性であるかという問題である。慥かに或る種の論脈では必然性と偶然性とが対立する。しかしながら、必然性が確然性と対応づけられるかぎり、必然性の否定的相関項は不可能性ではないかという考えが登場する。というのは、S must be P.という確然性の判断の否定は、初等英文法式にいて、S can not be P.になる。(must not という否定形は「禁止」を表わすので、SがPニ違イナイという S must be P.の否定、つまりSハPデアル管ガナイは S can not be P.でなければならず、S must not be P. [SハPデアッテハイケナイ]とは言えない。)つまり、確然的必然の否定は「不可能」(can not)になる所以である。現に、初等英文法式の了解にも応ずるかのよう、アリストテレス以来、「必然性」とは「その反対が不可能になること」であると定義されてきた。この論脈では、必然性の否定的対立項は、偶然性ではなく、不可能性になる。——第二に生ずる問題は、「可能性と不可能性」「現実性と非現実性」「必然性と偶然性」という三つの組が同位的に対立するのではなく、これら六つの様相は謂わば一本の系列をなすのではないか、という問題である。存在(ガアルおよびデアル)の“強さ”ともいうべきものに留目するとき、次のような系列性が慥か

に認められる。「斯様にアリ別様にアリ得ない」(必然性)、「斯様にアリ別様にナイ」(現実性)、「斯様にアリ別様にアリ得る」(偶然性)、「斯様にアリ得て別ににもアリ得る」(可能性)、「斯様にナイ」(非現実性)、「斯様にアリ得ない」(不可能性)。(ニコライ・ハルトマンが暫定的に整理してみせた序列に比べると、これは可能性と偶然性とが入れ替わった形になっているが、“存在の強さ”に即するかぎり、この配位のほうが妥当であろうと思う。) 349P (対話⑦)「これら二つの問題のうち、前者は、判断的認識様相である確然性とそれとは別種の様相である必然性とを二重写しにするところから生ずるものであり、元来の必然性はあくまで偶然性の否定的相関項であると言い張ることで一応は“解消”する。また、後者は、別の分類視角ではそうなるというだけのことで、嚮の三組にベアづけることは妨げられないと主張すれば“解消”する。だが、前者について謂えば、嚮にはまさしく確然性と必然性とを二重写しにすることで必然性を導入したのであるから、“二重写し”を卸けるさいには別の仕方で必然性を定位することが要求される。後者について言えば、六つの様相をそもそも“存在の強さ”なる視角で整序できるのかどうか、このこと自身が問い返さねばならない。」 349-50P

(対話⑧)「われわれ自身としては「可能性—現実性—必然性」を「蓋然性—実然性—確然性」と対応づけて導入する手続を積極的に採るものではないし、また、「可能性・不可能性・現実性・非現実性・必然性・偶然性」という六つの様相を初めから存在様相とみなしてしまうことにも批判的である。——われわれの見地では、「蓋然性—実然性—確然性」という様相を「認識様相」として上述のように認めたいので、「現実性—非現実性」を本来的な「存在様相」として認める。本来的な存在様相という限定的な言い方をするのは、元来は「論理様相」であるところの「可能性—不可能性」「必然性—偶然性(=非必然性)」という四つの様相も或る物象化の構制によって二次的に“存在様相”とされてしまい、そのかぎりで、広義の“存在様相”が他にも派生するからである。本来的な存在様相である現実性はフェノメナルに現認されること、視角をかえていけば、一定の時と所にレアルに実存することの謂いである。そして、非現実性は現実性の否定的相関者であって、端的な無の謂いではなく、広義の存在(有)の一斑でありつつも、フェノメナルに現認されないこと、視角をかえていけば、一定の時と所とを“超越”してイデアールに存在することの謂いである。——「可能—不可能」「必然—偶然(=非必然)」は、物象化によって“存在様相”とされるにせよ、本来的には「論理様相」である。「SハPナリ(ナラズ)」という判断措定が論理的に“許容”されるというのが「可能」であり、「SハPナリ(ナラズ)」という判断措定が論理的に当為(「ゾレン」のルビ)であって“強制”されるというのが「必然」である。」 350P (小さなポイントの但し書き)「(当の判断措定の当為的強制の覚識が、この論理的機制に即した必然性を、真理的妥当に即した確然性と二重写しにさせる。また、当の判断的措定が強制されはしないが許容されるという可能性の覚識と蓋然性の覚識とが二重写しになりがちである。このため、必然性という論理様相と確然性という認識様相、可能性という論理様相と蓋然性という認識様相とが、“対応”づけられるどころか、二重写しにされてしまう。日常的意識におけるこの事実は諒解できるとしても、しかし、われわれとしては真理性に即した認識論的妥当様相と論理性・規則性に即した論理的妥当様相とをまずは明確に区別してかからねばならない。)」 350-1P

(対話⑨)「論理的“許容”の否定的相関者、すなわち、許容されない＝禁止の覚識に
論理的様相が不可能性であり、論理的“強制”の否定的相関者、すなわち、当為的強制で
はない＝別様でも宜しいという覚識に
論理的様相が偶然性＝非必然性である。——
論理的に“許容”“強制”される(されない)とはいかなる謂いであるか。これに答えるため
には、そもそも「論理」とは何ぞやということを規定せねばならず、最終的には第三卷第
一篇に俟たねばならない。が、ここではとりあえず、次の点まで答えておこう。「論理」は
“実践的な”「規則」の一斑であり、論理的・規則的に許容される(されない)とは、論理的
規則(「ルール」のルビ)の埒内に納っている(いない)と判定される謂いである。論理的に強
制される(されない)とは論理規則上当為(「ズレン」のルビ)である(ない)と覚識される謂い
である。但し、後に論ずる通り、逐一規則を直接的に省みるわけではなく、論理規則への反
照的顧慮は実際には間接的である。」351P

(小さなポイントの但し書き)「尚、規則上そうすべきでないは「禁止」、つまり、「許容され
ない＝不可能」になるため、当為的必然性の否定的相関者が不可能であるかのように思わ
れる所以となる。しかし、当為の直接的な否定的相関者は「当為ではない(すべきであると
はかぎらない)なのであって「すべからず」(禁止)ではないのである。「SハPナリ(ナラズ)」
と判断措定「すべし」に対する「SハPナリ(ナラズ)」と判断措定「すべからず」は、排中
関係を前提的了解として導入するとき、「SハPナラズ(ナリ)」と判断措定「すべし」に還
元される。そのかぎり、当為・必然性と禁止・不可能性が対立的相関項をなすが、この
さいには「不可能性」もまた一種の「必然性」であると言わねばなるまい。因みに、この
「必然性」には「非必然性＝偶然性・可能性」が対立し、偶然性と可能性とが一括される。
けだし、いずれも非必然性＝非不可能性だからである。」351P

(対話⑩)「ところで、論理様相は“物象化”されて存在様相の相で覚識されるようになる。
その機制について簡単にみておこう。——「SハPナリ(ナラズ)」と措定するさい、知覚的
現場的には、論理的規則への反照的顧慮は一斑にはおこなわれず、Sアリの現実性の覚識
を基礎にしつつ、もっぱら「SハPナリ(ナラズ)」の真理性が価値判断されるので、陳述様
相は、現実性という存在様式のうえに認識様相の表出となる。なるほど、「SハPナリ(ナラ
ズ)」はが分析的判断の公正に自覚的になっている場合には必然性という論理様相の覚識を
伴いうるし、この論理様相が表出されるが、それはあくまで、確然性という存在様相と一
体的にである。知覚的現場を離れても、「SハPナリ(ナラズ)」という事象＝被示の意味が
問題である場合には、可能性という論理様相が覚識されるとはいえ、主としてはやはり認
識様相が表出されると言えよう。総じて、「SハPナリ(ナラズ)」という事象が志向されて
いる場面では、認識様相の覚識が基調であって、論理様相は殊更に表出されることはない。
ところが、概念思考的判断の場面になると一変する。——概念思考判断の場合、「SハPナ
リ(ナラズ)」という述定が総合判断的であるときは、もっぱら認識様相が覚識されるとはい
え、「SハPナリ(ナラズ)」が分析判断的に措定されるときには、認識様相としての認識様
相よりも、或る屈折を介して論理的妥当性が覚識される所以となる。分析判断的措定にあ
っては、SやPを含む概念体系への反照的顧慮がおこなわれるだけでなく「S—P」成態
たる命題的成態・命題的事態の秩序体系への反照的顧慮もおこなわれる。この反照的顧慮
のもとに「SハPナリ」ないし「SハPナラズ」という述定の論理的妥当価が認定される。

ここでの論理的妥当価が論理様相にほかならない。論理的妥当価が、概念体系や命題体系との反照関係において決まるものであり、当の反照的認定は突き詰めていけば矛盾律といった論理的規則に照らしての“許容”“強制”の認定に行きつくのだが、現実問題としては既成の命題体系や概念体系への反照の場面で“許容”“強制”が覚知される。しかるに、既成の概念体系や命題体系というものが、前章で論考した通り、人々の思想的意識においては既存的に自存する相で覚識されている。そして、「SハPナリ(ナラズ)」の妥当価は、その既存的に自存する命題的事態の体系に即して既定的であるかのように覚識される。このため、判断の論理様相は既定的・既存的な事態そのものに属する契機の“模写的”追認であるかのように思念される所以となる。ここにおいて、論理様相が恰かも“模写的”に追認される対象的規定性・存在的規定性であるかの相に“物象化”されて覚識される次第なのである。こうして、「可能性—不可能性」「必然性—偶然性(=非必然性)」という元来は論理的規則との反照的認定の覚識に応ずる論理様相が一種の“存在様相”とみなされてしまう。(この間の事情については次篇の第二章第三節をも参照されたい。尚、そこでは存在様相の領域範疇化にもふれる予定である。)」 352-3P

(対話⑩)「われわれの看るところ、こうして、論理様相が存在様相に“物象化”されることで「可能性—現実性—必然性」とその否定的相関者たる「不可能性—非現実性—偶然性」という都合六つから成る“存在様相”が形成され、しかも「可能性—現実性—必然性」と本来的な認識様相たる「蓋然性—実然性—確然性」とがしばしばオーヴァラップされてしまう。そのため陳述様相とはあたかも唯一の様相であるかのように思われがちであるが、実態においては、以上を通じて論究したように、陳述様相は存在様相・認識様相・論理様相の三契機を含む複合的な覚識の表出なのである。——今やこれら三様相の相互媒介的統一をみるためにも「SハPナリ(ナラズ)」という叙示成態の間主観的妥当性と真理性を主題的に討究しなければならない。」 353P

(編集後記)

- ◆月二が暫く続きます。どこかで月一に戻して、宿題にとりかからねばならないのですが、まだ暫くは、少なくとも『存在と意味』の第一巻の読書メモ掲載を続けているところでは、月二の発刊を続けます。
- ◆巻頭言は、トランプ・ファシズム批判の論攷です。世界が無茶苦茶になっています。「帝国主義」の時代に戻ったという評論がでていますが、ファシズムは資本主義の行き詰まりの中で出てくるので、「戻った」という情況は違うという主張をわたしはしています。そもそも、資本主義の終わりの始まりの時に、新しい社会のビジョンがとらえられないので、こんなファシズム的情况が生まれているのです。わたしは反差別というところから、新しい社会への道筋を見出して行こうと論考を進めています。宿題に早くとりかからねばなりません。
- ◆読書メモは、「能力を個人がもつものと考えない」という論考を突きだしている竹内さんの本が新しく出ているのを知って読み、既読の本との対話も深化しようと試みました。ただ、余りまとまった論攷になっていません。この本は学習会などで使えそうで、機会があ

ればまたコメントしたいとも思っています。もう一冊は、「障害の社会モデル」関係の松波さんの本、労作ですが、そもそも「障害の社会モデル」批判が出ているのですが、著者はそれを論考の対象にしていらず、そこからの新しい対話と展開(わたし的には障害関係論)がでていません。それと『存在と意味』の8回目。

◆市民運動の中における運動の「基本的スタイルとして、「反差別」ということが定立してきたと思っていたのですが、もう一度空洞化していると感じています。「人権」というところで定立しているところでは、それなりに浸透してきているのですが、そこから今一步、「反差別」というところで切り込んでいく、深化していくことが、なかなか進みえません。

◆『存在と意味』の第一巻の本文の読書メモ本文の草稿を書き終えました。まだまだ先が長いのですが、宿題の方に重点をシフトしていきたいとも思っています。

反障害－反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこととらえ返ししながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害－反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>